



# 司法書士 かがしま

会報 No.107

# 「のぞいてみて下さい」

サイトマップ | 個人情報保護方針



鹿児島県司法書士会

背景色の色 白 黒 青 黄

文字サイズ変更 小 中 大

会員専用

[トップページ](#) [司法書士の業務](#) [司法書士検索](#) [相談会のご案内](#) [法律教室](#) [鹿児島県司法書士会について](#)

[サイト内検索](#)

## 相続手続が変わります。

平成29年5月29日より  
「法定相続情報証明制度」が始まりました。

[詳しくはこちら](#)



[相談会のご案内](#)



[司法書士検索](#)



[法律教室](#)

無料セミナー開催中  
鹿児島県司法書士会調停センター



新着情報

[全ての一覧をみる](#)

- [2018/01/29] [相談会のご案内](#) 【南大隅相談センター】2月の相談日をお知らせします。
- [2018/01/26] [相談会のご案内](#) 【薩摩川内市】2月8日(木)、23日(金)に相談会を開催します。
- [2018/01/25] [相談会のご案内](#) 【鹿児島市役所・支所】2月の登記相談日をお知らせします。
- [2018/01/23] [相談会のご案内](#) 【阿久根市】2月21日(水)に相談会を開催します。
- [2018/01/23] [相談会のご案内](#) 【出水市】2月15日(木)に相談会を開催します。

司法書士の業務 こんな時、司法書士にご相談ください

[家・土地について](#)

[遺言・相続について](#)

[成年後見制度について](#)

[借金問題について](#)

[会社について](#)

[裁判について](#)

[その他業務について](#)



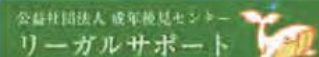
日本司法書士会連合会  
Japan Federation of Shikibu (Notary Publics)'s Association



日本調停センター  
調停テラス



かいはつサポート  
調停紛争解決サービス



公益社団法人 成年後見センター  
リーガルサポート



鹿児島県司法書士会

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1番3号 司調センタービル3階  
(日本赤十字社と鹿児島地方法務局の間)

TEL : 099-256-0335 FAX : 099-250-0463

[司法書士の業務](#)

[司法書士検索](#)

[相談会のご案内](#)

[鹿児島県司法書士会について](#)

[司法書士倫理](#)

[民事法律扶助制度](#)

[リンク集](#)

[司法書士に対する苦情について](#)

# KAGOSHIMA No. 107

祝 辞	鹿児島地方法務局長	椋野浩文	1
式 辞	鹿児島県司法書士会 会長	上前田和英	3
平成30年度定時総会議事録			6
平成30年度事業計画			12

## 支部からの報告

鹿児島支部	22
南薩支部	26
川内支部	28
出水支部	31
霧島支部	32
大隅支部	34
鹿屋支部	37
熊毛支部	40
大島支部	42

## 関連団体からの報告

鹿児島県司法書士政治連盟 会長	喜山修三	46
一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会 理事長	安田雅朗	48
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部 支部長	内田大介	50
鹿児島県青年司法書士会 会長	坂本秀一朗	52

## 永年勤続受章者

永年勤続表彰を受章して	霧島支部	神崎正泰	54
永年勤続表彰を受章して	大隅支部	池辺政興	55
永年勤続表彰を受章して	鹿屋支部	内野文生	56
永年勤続表彰を受章して	出水支部	中牟禮格	58
永年勤続表彰を受章して	霧島支部	島元廣己	59

委員会だより ～広報委員会～	61
----------------	----

書籍紹介コーナー	65
----------	----

## 新入会員紹介

鹿籠六 有 子	鹿児島支部	69
坂東島 梨 香	鹿児島支部	70
濱 崎 俊 行	鹿児島支部	70
朝 長 優 子	霧 島 支 部	71
杉 木 悠 太	鹿 屋 支 部	72
正 込 利 美	鹿児島支部	73



# 祝 辞

鹿児島地方法務局長 椋野 浩文

本日ここに、鹿児島県司法書士会の平成30年度定時総会が盛大に開催されましたことを、心からお喜び申し上げます。

会員の皆様には、平素から、不動産登記、商業法人登記、供託手続等、法務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

司法書士制度は、国民の権利擁護に対する皆様の崇高な理念とたゆまぬ御努力によって充実・発展を遂げられ、現在、国民からの高い評価と信頼を得ています。

貴会におかれましても、会長を始めとする役員の皆様の熱意と、会員が一丸となった献身的な御尽力により発展を遂げられているところであり、その熱意と御尽力に対して深く敬意を表すものであります。

先ほど、多年にわたり司法書士業務に精励された皆様に対し、日本司法書士会連合会長、鹿児島県司法書士会長から表彰され、また、福岡法務局長及び当職からも、法務行政の円滑な推進に寄与された方々に対しまして、表彰させていただきました。

受賞されました方々のこれまでの御功績に対し、改めて敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。今後とも健康に御留意の上、ますます御活躍されますことを祈念いたします。

さて、本日は、せっきくの機会でありますので、法務局が直面しております諸課題のうち、直接、皆様に関係のある事項につきまして、御紹介とお願いをさせていただきたいと思っております。

## 第1は、オンライン登記申請の利用促進についてです。

オンライン登記申請の利用促進は、登記事務処理の効率化を図ることとなり、適正・迅速処理を実現するために不可欠な要件であるところ、会員の皆様の御協力によって利用率は徐々に向上し、本年4月には、不動産登記が56.9パーセントと、全国平均の53.3パーセントを上回る状況になりました。しかしながら、福岡ブロック管内では、その平均60.4パーセントを下回り、ブロック管内8局中6番目の利用率にとどまっています。一方、本年4月の商業・法人登記におけるオンライン利用率は、58.3パーセントと、全国平均の50.2パーセントを相当程度上回っており、福岡ブロック管内では、その平均56.0パーセントを上回り、ブロック管内8局中2番目の利用率に上昇しています。

オンライン登記申請の利用促進は、現在、当局の最重要課題として鋭意取り組んでおり、また、本年度は、資格者代理人方式の導入予定があって、利便性の向上が図られるなどのオンラインによる登記申請をより利用しやすくなる環境が整いますので、会員の皆様におかれては、オンライン登記申請の利用促進について、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

## 第2は、相続登記の促進についてです。

相続登記の促進については、土地の所有者不明問題として公共事業の推進の妨げになるなど、高齢化を迎えた我が国にとって極めて重要な問題であり、いわゆる骨太の方針にも2年連続で掲げられるなど、政府の重要施策に位置付けられています。当局においては、昨年2月1日に、貴会と鹿児島県土地家屋調査士会と連携して『「未来につなぐ相続登記」推進プロジェクト』を立ち上げ、各種の周知・広報活動を行っており、その取組の一つとして共催による「相続登記に関する相談所」を開設しています。本年度も、相続登記の更なる促進のため、福岡ブロック管内の法務局と各県司法書士会の統一の取組として、九州一斉相続登記相談会を本年7月8日に開催する予定ですので、御協力をよろしく申し上げます。

また、相続登記を促進するとともに、社会全体の相続手続の合理化・簡素化を実現するために、昨年5月29日から法定相続情報証明制度が導入され、本年4月には、更なる利用の拡大に向けた改正が行われたところです。

さらに、本年3月9日に閣議決定されました「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」に基づき、本年度、長期相続登記未了の土地の解消を図るための新しい施策も開始される予定です。

皆様におかれましても、相続登記の促進を図っていただきますようお願いいたします。

## 第3は、商業・法人登記事務の取扱い変更についてです。

平成25年6月14日に閣議決定され、平成28年5月20日に改定された「世界最先端IT国家創造宣言」を踏まえて定められた「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」に基づき、本年3月12日から、起業を促進する等の趣旨で会社の設立登記を優先的に処理するというファストトラック化を開始しました。

また、昨年5月30日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に基づき、国税庁法人番号公表サイトにおける振り仮名情報の提供を開始するとされたことを受け、本年3月12日から、商業・法人登記の申請書に法人名の振り仮名の記載を求める取扱いが開始されましたので、登記申請の際には、御留意の上で申請していただきますようお願いいたします。

今後、平成28年6月7日に公布された特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が本年10月1日に施行されることに伴い、同日付けで組合等登記令も一部改正される予定です。この改正により、NPO法人の登記すべき事項から資産の総額が削除されますので、申請の際には御留意いただきますようお願いいたします。

以上3点ほど申し述べさせていただきましたが、登記行政を取り巻く情勢は、時代の変化とともに多様化してきており、種々の課題が山積しております。これら諸課題への取組及びその解消は、司法書士の皆様の御支援と御協力なくして達成できるものではありません。

皆様におかれましては、今後とも、その専門性を遺憾なく発揮されるとともに、適正な司法書士業務を遂行され、司法書士制度の更なる発展に努められますようお願いいたします。

結びに当たり、鹿児島県司法書士会の更なる御発展と会員の皆様の御隆盛と御健勝を祈念いたしまして、祝辞とさせていただきます。



## 式 辞

鹿児島県司法書士会会長 上前田 和 英

本日ここに、鹿児島県司法書士会平成30年度の定時総会式典を執り行うにあたり、会長として、一言ご挨拶申し上げます。

先ず、公私ともご多忙にも関わらず、ご臨席を賜りました、衆議院議員 宮路拓馬様、鹿児島地方法務局長 棕野浩文様をはじめ、関係機関・関連団体の代表者・役員であるご来賓各位におかれましては、平素より当会並びに当会の会員に対しまして、温かいご指導ご鞭撻を賜っております事、心より感謝申し上げます。

本定時総会式典におきまして、「福岡法務局長・鹿児島地方法務局長」から表彰がなされます。また、「日本司法書士会連合会会長」及び「当職」からも表彰をさせていただきます。

それぞれの表彰を受けられる会員は、司法書士として永きにわたり業務に精励され、地域や当会の事業参加を通し、貢献を続けてこられた方々です。

受章者各位の御努力と、御功績に対し深く敬意を表しますと共に、心からのお慶びを申し上げます。今後とも健康にご留意の上、ますますのご活躍を祈念申し上げます。

本日はせっかくの機会ですので、ご来賓の皆様方に、当会の現状をご披露申し上げます。

当会の会員数は、本年4月1日現在において、個人会員329名・法人会員4事務所となっており、昨年と同時期より1名の微増となっております。

次に、当会の主な事業活動の一部をご紹介します。

まず、相談事業部における事業の一環として、鹿児島市において毎月第2・第3土曜日に面談による「無料相談会」、毎週月曜日と水曜日に電話による「無料相談会」を実施し、大隅地区では志布志市において毎月第1・第3火曜日に面談による「無料相談会」、錦江町では毎週月曜日に面談による「無料相談会」を実施し、甕島においては毎月第4土曜日に面談による「無料相談会」を実施するとともに、離島を中心に「巡回無料相談会」を実施しております。

また、各種相談会・研修会等への講師・相談員の派遣事業にも積極的に取り組んでいるところであります。

続きまして、制度広報・社会貢献の一環として、「高校生のための消費者教育教室」を平成9年度より継続開催しており、昨年度は県内33校で延べ人数4,291名の高校生を対象に、消費者教育入門講座を実施しております。

また、6年目になりますが「小学生のための法律教室」を紙芝居等を利用した形式で開催し、昨年度は県内2校で延べ5クラス（複式学級を含む）の児童を対象に実施しております。

このように、市民・行政・地域からの「司法書士の社会資源」としての役割に対する期待は非常に大きく、当会として、今後もこれらに十分に対応し得べく努力していく所存であります。

それでは、先程総会において承認されました、当会の平成30年度の事業計画の骨子をご説明申し上げ、皆様方のご理解を賜りたいと思います。

本年度は、次の6つの重点項目を掲げました。

### 第1は 司法書士法改正への対応

司法書士法改正要望項目は次の4項目とされておりますので、改正への意識共有を図るため会員への積極的な情報提供を行うとともに、改正要望内容については適宜な対応をしていきます。

- 1 現行の目的規定を廃止して「使命規定」を新設すること
- 2 懲戒権者を法務大臣にすること
- 3 全ての懲戒処分に関し、法上、聴聞・弁明の機会を付与する等適正手続の保障に関する規定を整備すること
- 4 懲戒処分に関係する事由があったときから一定期間経過した場合は、懲戒手続を開始することができない旨の除斥期間を置くこと

### 第2は 司法書士業務の執務変遷への対応

本年度は、「オンライン申請資格者代理人方式」が導入される予定であり、また、民法の一部が改正され、施行日等が決定しております。会員の執務に混乱が生じないよう迅速な情報提供に努めるとともに、必要に応じて研修会を開催していきます。

また、法人設立時に必要な諸手続きをワンストップで完了させるための制度設置に関する議論・検討がなされており、その動向について情報提供等を行っていきます。

### 第3は 執務規範の確立と研修義務化への対応

「オンライン申請資格者代理人方式」の導入は、司法書士の不動産登記執務に対する実績と信頼によるものであり、司法書士としての職責を全うすることが必要であります。また、財産管理業務において依頼者への説明不足等がないように、執務規範の確立とその徹底のため、研修会等を通じて繰り返し会員に周知を図っていきます。

また、日司連においては研修の一定単位数以上の履修義務化を予定しており、本会においても同様の履修義務化の規約改正を検討していき、同規約の改正に備えるため、受講機会の拡充



や研修内容の充実化等の履修向上のための方策を検討するとともに、所定単位不足者に対しては研修の受講を促すとともに、単位未取得者（0単位者）に対しては厳しく対応していきます。

#### 第4は 空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題への対応

社会的関心が非常に高く、司法書士の積極的な関与が求められていることから、所管する鹿児島県や各市町村と連携し対応していきます。また、法務省の長期相続登記等未了土地に関する調査が予定されており、増加が予想される相続に関する相談に対応するとともに、当会、法務局及び土地家屋調査士会を構成員とする「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」にも、積極的に参画していきます。

また、不在者財産管理人・相続財産管理人候補者の推薦依頼に円滑に対応できる体制づくりを行っていきます。

#### 第5は 司法過疎対策と社会貢献活動

地域間におけるリーガルサービス提供の偏重を解消するため、司法書士がその担い手として十分に役割を果たし得るよう、司法書士総合相談センターの運営や巡回相談会の開催、南大隅地区司法書士法律相談センターの運営及び志布志・甑島における定期相談会を開催していきます。

また、消費者問題や経済的困窮者の法的支援等において、法テラスや関連団体、行政機関等と連携・協働し国民の権利擁護に努めてまいります。

具体的な社会貢献活動として、各種相談会の開催及び協力、高校生のための消費者教育教室の開催、小学生のための法律教室の開催等を行っていきます。

#### 第6は ペーパーレス化の検討と情報のデータベースの充実化

現在、94%の会員が会務に関する情報提供をメール配信で受けていることから、メールやホームページの会員専用ページを利用した各事業におけるペーパーレス化を推進するため、その方策や問題点についての検討を続けるとともに、ホームページの会員専用ページのデータベースを充実させ、会員の利便性向上を図っていきます。

以上が、平成30年度の重点項目の骨子になります。

私は、鹿児島県司法書士会の会員一同とともに、司法書士としての使命を自覚し、国民の権利擁護に寄与するため、不断の努力を続けて行く所存であります。

最後に、本日ご臨席のご来賓各位におかれましては、今後とも当会並びに当会会員に対するご指導ご鞭撻の程重ねてお願い申し上げます、また皆様のご健勝を祈念いたしまして、私の式辞とさせていただきます。

平成30年5月19日

# 鹿児島県司法書士会平成30年度定時総会議事録

日 時：平成30年5月19日(土) 午前10時から午後3時15分まで  
場 所：ホテル パレスイン鹿児島（鹿児島市樋之口町8番2号）  
会 員 総 数：328名  
出席会員数：304名（内、委任状出席205名）  
欠席・未着：24名（欠席18名、未着6名）

田畑正明副会長から開会宣言があり、物故者黙祷の後、上前田和英会長が開会の挨拶を行った。

## 議 事

上記のとおり出席があり、内田雅之理事が司会者となった。司会者は、鹿児島県司法書士会総会会議規約（以下、総会会議規約という）第8条による議長の選出に関する職務として、議長の指名を司会者に一任したい旨を述べ、議場はこれを承認した。司会者は鹿児島支部直井圭介会員を議長に指名した。



議長は、挨拶の後、執行部に本日の出席状況を求め、上記のとおり出席を確認し本総会は適法に成立している旨を宣言した。引き続き、議長は、受任者は委任された会員の議決権も併せて行使し、採決時には起立の上挙手をする旨、議長の議決権については鹿児島県司法書士会会則（以下、会則という）第44条第1項ただし書により、可否同数の時のみ議長が決定する旨を説明した。

議長は、総会会議規約第10条第1項により、川内支部上野牧門会員を副議長に指名した。会則第48条及び総会会議規約第18条により、議長は、鹿児島支部本健二会員、鹿児島支部水俣修一会員を議事録署名人に指名した。

議長は、会期及び議事録日程案を執行部に求め、加藤久佳総務部長理事は、会期については平成30年5月19日午前10時15分から午後4時までとし、議事日程は総会資料47頁のとおり、日程第4報告第1号から日程第12議案第8号までとし、報告第1号、議案第1号から議案第8号まで



一括上程し、その後一括して質疑応答を行った後、討論があれば行い、その後、各議案ごとに採決を行いたい旨を提案した。議場はこれを承認した。

次に、議長は、質疑・討論については、指定の通告書を使用し、議案ごとに質疑内容を記載した上、受付箱に提出する旨、総会会議規約第43条における通告書提出締め切りは原則として午後1時30分まで

とする旨、それ以降の質疑も時間の許す限り受け付けるが、締め切り時間までに通告書を提出した方を優先する旨、質疑・討論等の時間は原則3分とする旨、議案ごとに質疑を優先し、討論は採決前に行う旨、通告書には質疑事項の要点を簡潔明瞭に記載する旨を説明した。



引き続き、議長は、議事運営委員長である鹿児島支部佐俣周平会員に通告書の記載について説明を求めた。議事運営委員長は、総会会議規約第60条に基づき設置された議事運営委員会の委員として、鹿児島支部田中喜久会員及び鹿児島支部安田健太郎会員を紹介し、通告書については、質疑事項の要点を簡潔明瞭に記載する旨、総会会議規約第45条により質疑の回数は原則1議題につき1人1回と規定されている旨、曖昧な記載の質疑や一問一答方式となる質疑は控える旨を説明した。



#### 【議案提案】

日程第4 報告第1号 平成29年度事業報告

日程第5 議案第1号 平成29年度一般会計収入支出決算承認の件

日程第6 議案第2号 平成29年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

まず、執行部から平成29年度会務執行について総括報告があり、その後、各部の事業報告が総会資料に基づき詳細になされた。

引き続き、平成29年度一般会計収入支出決算報告及び平成29年度調停センター特別会計収入支出決算報告が総会資料に基づき詳細になされた。

その後、議長は、監事に監査報告を求めた。

宮脇伸舟監事は、監査の結果、計算書類は公正妥当な会計処理がなされており、財務状況が適正に表示されていることを認める旨を報告し、監査報告書に基づき監査意見を述べた。

(休会 午前11時35分から再開)



日程第7 議案第3号 鹿児島県司法書士会紛議調停規約一部改正の件

日程第8 議案第4号 鹿児島県司法書士会苦情処理に関する規約制定の件

日程第9 議案第5号 鹿児島県司法書士会不在者財産管理人及び相続財産管理人候補者名簿に関する規約制定の件

議長は執行部に提案理由を求めた。

執行部は、鹿児島県司法書士会紛議調停規約一部改正につき、平成29年度定時総会にて改正した「鹿児島県司法書士会会則」「鹿児島県司法書士会懲戒処分の量定意見に関する規約」及び「鹿児島県司法書士会注意勧告運用規約」に合わせ「鹿児島県司法書士会紛議調停規約」についても、「除斥、忌避、回避」の規定について条文を整理し、字句の誤りや不明確な表現の見直しを行うため、本規約の一部改正の必要がある旨を述べ、改正内容を総会資料に基づき説明し、提案した。



引き続き、執行部は、鹿児島県司法書士会苦情処理に関する規約制定につき、現在、当会の苦情処理に関する規定は「鹿児島県司法書士会苦情対応窓口に関する規則」のみであり、この規則の対象は当会が運営する相談事業、裁判外紛争解決手続の実施に関する事業及び司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業等についての苦情であることから、苦情に関するすべての事案に対応すべく本規則を制定する必要がある旨を述べ、その内容を総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、鹿児島県司法書士会不在者財産管理人及び相続財産管理人候補者名簿に関する規約制定につき、現状として、家庭裁判所から寄せられている不在者財産管理人及び相続財産管理人の候補者推薦依頼に対し、推薦依頼のあった家庭裁判所の周辺支部の支部長と意見調整を行った上で推薦予定者の了解を得た後、候補者として推薦している旨を説明し、家庭裁判所



からの推薦依頼は増加傾向にあることから、推薦依頼への対応をより円滑に実施するため、本規約を制定する必要がある旨を述べ、総会資料に基づき内容を説明し、提案した。

**日程第10** 議案第6号 平成30年度事業計画決定の件

議長は執行部に提案理由を求めた。

執行部は、平成30年度事業計画について、総会資料に基づき各事業部の具体的事業計画を詳細に説明し、提案した。

**日程第11** 議案第7号 平成30年度一般会計収入支出  
予算決定の件

**日程第12** 議案第8号 平成30年度調停センター特別  
会計収入支出予算決定の件

議長は執行部に提案理由を求めた。

執行部は、平成30年度一般会計収入支出予算及び平成30年度調停センター特別会計収入支出予算について、総会資料に基づき詳細に説明し、提案した。

(休会 午後1時00分から再開)

**【質疑】**

議長は、提出議案の質疑に入った。

※質疑の内容は省略

**【採決】**

議長は、全ての質疑が終了したことを確認し、討論通告書の提出もないため、引き続き議案ごとの採決に入る旨宣言した。

議長は、執行部に対し、改めて出席状況の報告を求め、執行部から、司法書士会員328名中309名出席（うち委任状出席209名）している旨の報告がなされた。

議長は、議案第1号および議案第2号、そして議案第7号および議案第8号については互いに密接な関係



にあるため一括して採決を行いたい旨を説明した。採決の順番は議事日程通り、特別決議を要する議案はないため、会則第44条第1項により出席司法書士会員議決権の過半数である155名の賛成により議案は承認可決される旨を説明した。さらに、採決方法として鹿児島県司法書士会総会会議規約第57条に基づき、まず会場に異議の有無を諮り、異議がなければその時点で可決とし、異議があれば採決を行う旨を説明した。



**日程第5** 議案第1号 平成29年度一般会計収入支出決算承認の件

**日程第6** 議案第2号 平成29年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

**日程第7** 議案第3号 鹿児島県司法書士会紛議調停規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。



**日程第8** 議案第4号 鹿児島県司法書士会苦情処理に関する規約制定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

**日程第9** 議案第5号 鹿児島県司法書士会不在者財産管理人及び相続財産管理人候補者名簿に関する規約制定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

**日程第10** 議案第6号 平成30年度事業計画決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

**日程第11** 議案第7号 平成30年度一般会計収入支出予算決定の件

**日程第12** 議案第8号 平成30年度調停センター特別会計収入支出予算決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

以上を以て、本総会の議事日程は全て終了し、日高千博副会長は閉会を宣言した。

上記決議を明確にするため、この議事録を作成する。

平成30年 5月19日

鹿児島県司法書士会定時総会

議 長 直 井 圭 介

議事録署名人 本 健 二

議事録署名人 水 俣 修 一



# 平成30年度事業計画案

## 第1 総論

昨年度施行された法定相続情報証明制度の開始に続き、不動産登記申請において紙（書面）を媒体とする添付情報の提出を不要とする、いわゆるオンライン申請資格者代理人方式が導入される予定である。

この方式は、資格者代理人である司法書士に対する信頼に基礎をおいたものであり、司法書士は、適正な運用に寄与することが求められ、今後も緊張感を持って日々の執務を行っていかねばならない。

また、社会の様々な分野における急速なIT化により、新しい消費者被害や情報格差による新たな社会問題が生じることが懸念される。他方、空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題など司法書士の業務に密接に関わる社会問題もクローズアップされている。従来より社会問題に様々な場面において積極的に取り組んできた司法書士の役割は大きく、今後もそれらに対応していかなければならない。

これらのことを十分に自覚し、その期待されている役割を果たしていくために、以下の重点課題に取り組む。

### 1. 司法書士法改正への対応

司法書士法改正要望項目は次の通りとされているので、改正への意識共有を図るため会員への積極的な情報提供を行うとともに、改正要望内容については適宜な対応をしていく。

- 1 現行の目的規定を廃止して「使命規定」を新設すること
- 2 懲戒権者を法務大臣にすること
- 3 全ての懲戒処分に関し、法上、聴聞・弁明の機会を付与する等適正手続の保障に関する規定を整備すること
- 4 懲戒処分に関係する事由があったときから一定期間経過した場合は、懲戒手続を開始することができない旨の除斥期間を置くこと

### 2. 司法書士業務の執務変遷への対応

本年度、オンライン申請資格者代理人方式が導入される予定である。また、民法の一部が改正され、施行日等が決定している。執務に混乱が生じないように迅速な情報提供に努めるとともに必要に応じて研修会を開催する。

また、法人設立時に必要な諸手続きをワンストップで完了させるための制度設置に関する議論・検討がなされており、その動向について情報提供等を行っていく。



### 3. 執務規範の確立と研修義務化への対応

オンライン申請資格者代理人方式の導入は、司法書士の不動産登記執務に対する実績と信頼によるものであり、司法書士としての職責を全うすることが必要である。一方で、財産管理業務において依頼者への説明不足や報酬に関する苦情が寄せられている。

司法書士法第2条は、「常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行なわなければならない。」と司法書士の職責を規定しており、執務規範の確立とその徹底のため、研修会等を通じて繰り返し会員に周知を図っていく。

また、日司連においては研修の一定単位数以上の履修義務化を予定しており、本会においても同様の履修義務化の規約改正を検討する。同規約の改正に備えるため、受講機会の拡充や研修内容の充実化等の履修向上のための方策を検討するとともに、所定単位数不足者に対しては研修の受講を促すとともに、単位数未取得者（0単位数）に対しては厳しく対応していく。

### 4. 空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題への対応

社会的関心が非常に高く、司法書士の積極的な関与が求められていることから、所管する鹿児島県や各市町村と連携し対応していく。また、法務省の長期相続登記等未了土地に関する調査が予定されており、増加が予想される相続に関する相談に対応するとともに、本会、法務局及び土地家屋調査士会を構成員とする「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」に参画していく。

また、不在者財産管理人・相続財産管理人候補者の推薦依頼に円滑に対応できる体制づくりを行う。

### 5. 司法過疎対策と社会貢献活動

地域間におけるリーガルサービス提供の偏重を解消するため、司法書士がその担い手として十分に役割を果たし得るよう、司法書士総合相談センターの運営や巡回相談会の開催、南大隅地区司法書士法律相談センターの運営及び甑島における定例相談会を開催していく。

また、消費者問題や経済的困窮者の法的支援等において、法テラスや関連団体、行政機関等と連携・協働し国民の権利擁護に努める。

具体的な社会貢献活動として、各種相談会の開催及び協力、高校生のための消費者教育教室の開催、小学生のための法律教室の開催等を行っていく。

### 6. ペーパーレス化の検討と情報のデータベースの充実化

94%の会員が会務に関する情報提供をメール配信で受けていることから、メールやホームページの会員専用ページを利用した各事業におけるペーパーレス化を推進するため、その方策や問題点についての検討を続ける。

また、ホームページの会員専用ページのデータベースを充実させ、会員の利便性向上を図る。

## 第2 経常事業

### 1. 総務部所管事業

会則第60条

- (1) 会員の品位の保持のための指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (3) 会長印その他の会印の管守に関する事項
- (4) 文書の接受，発送及び保守に関する事項
- (5) 会員の入会及び退会その他人事に関する事項
- (6) 福利厚生に関する事項
- (7) 公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記司法書士協会への助言に関する事項
- (8) 連合会の委託を受けて行う司法書士の登録等の事務に関する事項
- (9) 司法書士法人の届出の事務に関する事項
- (10) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項
- (11) 業務賠償責任保険及び会業務賠償責任保険に関する事項
- (12) その他他の部の所掌に属さない事項

#### 【主な事業】

##### (1) 綱紀問題への対応

現状の綱紀調査委員数及び編成を維持していく。

##### (2) 非司法書士問題への対応

非司行為に関しては，総務部及び非司排除委員会において対応していく。

##### (3) 紛議調停制度の活用

苦情・紛争の当事者に紛議調停制度を説明し，必要に応じ利用を促す。

##### (4) 関係機関及び関連諸団体への対応

現状の各団体との協力体制及び人員派遣を継続する。

鹿児島専門士業団体協議会の主幹会として，次の主幹会へ引き継ぎを行う。

##### (5) 執務のIT環境への対応とペーパーレス化の推進

IT（情報技術）環境を利用した情報伝達促進作業を継続し，情報伝達の迅速化とペーパーレス化を推進する。

## (6) 会則等改正の検討

会則等改正検討委員会を維持し、会則等の改正に対応していく。

## (7) その他

オンライン申請資格者代理人方式導入の推移を注視し、得られた情報を提供する。

不在者財産管理人・相続財産管理人候補者の推薦依頼に円滑に対応する。

会員証の様式等の変更を検討する。

業務賠償責任保険の任意部分の加入を推進する。

会員名簿を発行する。

法務局移転に伴う問題へ対応する。

## 2. 経理部所管事業

会則第61条

- (1) 入会金及び会費の徴収に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 金銭及び物品の出納に関する事項
- (4) 資産の管理に関する事項
- (5) 業務関係図書及び物品の購入のあっせん及び頒布に関する事項

### 【主な事業】

#### (1) 予算及び決算に関する事項

- ① 各部より起案された個別の事業執行に関する回議書について、内容を確認し、支出額を検討・判断する。
- ② 公益法人会計基準に準拠した計算書類を毎月作成し、現況を把握する。また、理事会開催時に前月分決算書にて、予算の執行状況を報告する。
- ③ 各部の予算要求の内容及び金額について検討し、予算書を作成する。

#### (2) 資産の管理に関する事項

特定資産取扱規則及び平成30年度予算に基づき特定資産の積立を実施し、安定した財政・資産の維持に備える。

### 3. 企画部所管事業

会則第62条

- (1) 業務の改善に関する企画及び立案に関する事項
- (2) 業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究に関する事項
- (3) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項

#### 【主な事業】

##### (1) 総合研究委員会における事業

本会内のシンクタンクとして、本年度は次の分野に関する部会を設置して、法律制度・法律実務・司法書士執務等について総合的に研究を行い、研修会その他の機会において会員に対する情報提供等を行っていく。

- 第1部会 不動産登記研究部会
- 第2部会 商業法人登記研究部会
- 第3部会 家事事件研究部会
- 第4部会 民法改正研究部会（休部）
- 第5部会 経済的困窮者支援研究部会（休部）
- 第6部会 財産管理業務研究部会（休部）
- 第7部会 相談技法研究部会

##### (2) 鹿児島県司法書士会調停センター運営

ADR委員会を調停センターの運営をサポートする機関として機能させていく。会員、関係団体に対する本会ホームページなどを利用した広報を通じて、調停申し込み受託を目指す。

また、調停実施者養成研修会の受講を推進し、調停実施者の養成を図る。

##### (3) 裁判業務受託推進

研修部と連携し、一般民事事件や家事事件を中心とした研修会を企画し、受託推進を図る。

また、鹿児島簡易裁判所との意見交換会を通じ、会員の裁判業務に資するよう情報提供等を行っていく。

##### (4) 小学生のための法律教室の開催

昨年度に引き続き、小学生のための法律教室を開催する。また、法教育推進委員会を中心として、講師養成方法の検討及び新しい教材の研究を行う。

(5) 空き家・所有者不明土地問題，相続登記未了問題への対応

自治体との連携や相続登記に関する相談会開催等について他の事業部と連携して対応していく。

4. 相談事業部所管事業

会則第64条の2

- (1) 相談事業に関する事項
- (2) 裁判外紛争解決手続の実施に関する事項
- (3) その他司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (4) 前3号に関する情報の管理等に関する事項

【主な事業】

(1) 司法書士総合相談センターの運営

① 鹿児島市（司調センター）における固定相談会

毎月第3土曜日 午後1時～午後4時（面談）

毎週月・水曜日 午後1時～午後4時（電話）

② 大隅地区司法書士法律相談センターの運営

志布志市役所と共催事業であり，受付・広報・場所は市役所側で対応。

イ) 志布志市役所 本所本館

毎月第1火曜日 午後1時～午後3時

ロ) 志布志市役所 志布志支所

毎月第3火曜日 午後1時～午後3時

③ 巡回相談会

司法過疎地域での司法アクセス確保のために実施する。

④ 長期相続登記等未了土地調査に基づく相談会

⑤ 各種団体等への相談員や人員の派遣又は推薦

鹿児島専門士業団体協議会の相談会

多重債務・自死対策・生活困窮者支援等の相談会

法務局・鹿児島県・各市町村・行政評価事務所・社会福祉協議会・宅地建物取引業協会等が実施する相談会

## (2) 日司連事業・九州ブロック事業への参画

- ① 南大隅地区司法書士法律相談センターの運営  
毎週月曜日 午後1時～午後4時（面談）
- ② 定例相談会（日司連における簡裁管轄司法書士ゼロ地域巡回相談会）  
甑島において毎月1回定期的に行う。  
第4土曜日 午前11時～午後3時  
偶数月 薩摩川内市役所里支所  
奇数月 長浜地区コミュニティセンター
- ③ 九州地区開業支援フォーラムへの参加

## (3) 消費生活相談センターとの情報交換

消費者保護のために鹿児島県消費生活センター，鹿児島市消費生活センターと情報交換を行い，相互に連携し悪質商法等の被害防止に努める。

## 5. 広報部所管事業

会則第63条

- (1) 会報の編集及び発行に関する事項
- (2) 広報活動に関する事項

### 【主な事業】

#### (1) 司法書士制度の広報

- ① 会報の発行  
司法書士制度，司法書士の業務及び本会の事業を広報することを目的として，企画・情報収集に努め，充実した会報を年2回発行する。
- ② ホームページの管理及び充実  
ホームページを利用して，市民が司法書士にアクセスしやすくなるよう，各種相談会・法律教室等のイベントに関する情報等をタイムリーに提供する。また，会員専用ページにおいては，通達等のデータベース及びソフト・書式，研修会資料等コンテンツの充実に努め，業務相談室の活用を図る。

### ③ 制度広報の充実

「法の日」無料法律・登記・税務相談については、従来どおり鹿児島県土地家屋調査士会及び南九州税理士会鹿児島県連合会との共催により、各支部の協力を得て実施する。

成年後見相談会を公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部との共催により実施する。

また、報道機関向けに、司法書士制度への理解をより深めてもらうため、司法書士の執務内容や公益的活動をテーマにしたニュースリリースや本会事業への取材依頼を行っていく。

空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題等において、司法書士が担う業務についての情報提供を行う。

その他、各種団体からの講師派遣依頼にも積極的に対応し、司法書士制度の広報につなげる。

## (2) 法教育活動の実施

### ① 高校生のための消費者教育教室

鹿児島県高校教育課及び学事法制課の協力を得て、正しい法律知識の普及及び司法書士の存在と役割の広報を目的として「高校生のための消費者教育教室」を開催する。

### ② 市民のための法律教室

公民館や社会福祉協議会等で実施される各種講座へ講師派遣をして、法教育活動を行う。

## 6. 研修部所管事業

会則第64条

- (1) 講演会及び講習会等の開催に関する事項
- (2) 研修に関する事項

### 【主な事業】

#### (1) 研修会の企画・運営

##### ① 集合研修会

司法書士制度、司法書士の職責、倫理及び社会貢献に関する研修会  
業務上・実務上の知識・技術の習得を主たる目的とする研修会

##### ② 年次制研修会

日司連の「研修実施要領」に基づき単位会で実施する特定の会員向け研修会

③ ブロック別研修会

企画部総合研究委員会と連携し実施する研修会

委員会内の各部会が研究したテーマを題材とし、委員・参与等が各ブロックに出向き講師を務める。

④ 入会5年以内会員向け研修会

入会5年以内の会員を対象に、実務上戸惑いがちな業務上の知識にポイントを絞り行う研修会

なお、日司連による新規事業として、新入会員研修プログラムが本年度から提供された場合、同プログラムに基づいて本研修を実施する。

⑤ 新人研修会

新規登録(予定)者に、司法書士会の制度や司法書士制度に寄与することを目的とする研修会

⑥ 配属研修

日司連等が主催する新人研修会終了後に、新規登録予定者を対象に実務を習得させることを目的とする研修(受講者は新規登録予定者の内、希望者のみ)

(2) 研修事業に関する企画・運営

① 充実した研修会の企画

会員のニーズに応えられるよう、時宜に適ったテーマ・講師による研修会を企画する。会場情報を集約し、より良い研修会会場の確保に努める。

② 研修参加の促進

「執行部だより」やホームページを利用し、開催される研修会の案内を行う。

日司連、九州ブロック協議会及び他の単位会等が主催する研修会の情報を提供することで会員の研修会参加の機会を拡充する。

「日司連eラーニングシステム」及び研修用DVDに関する情報の提供を行う。

履修単位の管理を行い、単位不足会員に対する通知等で研修参加促進を図る。

③ 研修義務化への対応

日司連において研修の一定単位数以上の履修義務化を予定していることから、これに備え、受講機会の拡充や研修内容の充実化等の履修向上のための方策を検討する。



研 修 会 名	平成30年度予定	平成29年度実績
集合研修会	5回	全体研修会 2回
		業務研修会 3回
年次制研修会	3回（大島支部開催あり）	2回（大島支部開催なし）
ブロック別研修会	6ブロック	6ブロック
入会5年以内会員向け研修会	1回	1回
補助者研修会（※）	1回	0回
新人研修会	1回	1回
配属研修	未定	9名

※補助者研修会は、平成27年度より隔年で実施している。

#### 平成30年度研修会予定

研 修 会 名	開 催 予 定 日
第1回集合研修会	平成30年 7月14日（土）
第2回集合研修会	平成30年 9月 1日（土）
第3回集合研修会	平成30年10月13日（土）
ブロック別研修会	平成30年11月 予定
第4回集合研修会	平成31年 1月19日（土）
第5回集合研修会	平成31年 2月23日（土）
入会5年以内会員向け研修会	平成31年 3月 予定
新人研修会	平成31年 3月 予定
年次制研修会（年3回）	日程未定

※具体的なテーマ、講師については未定である。なお、各研修会の開催予定月日は、変更の可能性がある。

※上記以外にも、必要に応じ、集合研修会を実施する場合もある。

# ～支部からの報告～

## －鹿児島支部総会報告－

鹿児島支部長 田 中 和 俊

平成29年度も鹿児島支部では、研修会や、新入会者と語る会、新合格者と語る会等を通じて、会員執務に関するサポートの更なる充実を図って参りました。特に3回開催した研修会では、今後の司法書士業務の中心となっていく内容を盛り込みました。また土地家屋調査士会、税理士会、社会保険労務士会の各鹿児島支部とも協議会や合同ボウリング大会等を通じ、業務における情報交換や懇親を深めることができました。



現在、相続登記や家事事件、成年後見業務、財産管理業務、民事信託とあらゆる場面で、我々司法書士の担う業務が多様化してきています。それに応えるには司法書士一人一人がスキルアップをはかり、人工知能（AI）に負けない「頼れる専門家としての司法書士」というイメージをつくらなければならないと考えます。平成30年度についても、鹿児島支部は研修会の更なる充実を図るため、広い視野を持ってテーマ、講師選定を行い、研修内容の充実に努めてまいります。また、例年から取り組んでいる新合格者と語る会や新入会者と語る会についても、最重要事業として捉え、新人司法書士への支援を図ります。

今年度も鹿児島支部をよろしくお願い致します。

### 平成30年度鹿児島支部定時総会議事録

日 時 平成30年5月12日（土）14時00分から16時30分

場 所 ホテルパレスイン鹿児島

総会構成員総数 150名

出席構成員数 145名（但し、委任状出席89名を含む）

#### 1 議長選出

司会者一任により、三角悦久会員に指名があった。

#### 2 議事

出席状況の確認

支部会員名中出席者145名、うち委任状出席者89名であり、本会が有効に成立しているとの宣言があった。

## 議事録署名人の選任

議事録署名人の選任は議長に一任され、議事録署名人として久井一弘会員、竹中啓人会員が指名された。議事録作成者は中山昇三郎会員、濱川真美会員である旨報告があった。

会期及び議事日程が次のとおり決定された。

- 日程第1 報告第1号 平成29年度事業報告の件  
日程第2 議案第1号 平成29年度一般会計収支決算承認の件  
議案第2号 平成29年度役員顕彰積立特別会計収支決算承認の件  
日程第3 議案第3号 平成30年度事業計画決定の件  
議案第4号 平成30年度一般会計収支予算決定の件  
議案第5号 平成30年度役員顕彰積立特別会計収支予算決定の件  
日程第4 議案第6号 鹿児島県司法書士会鹿児島支部規則一部改正の件  
日程第5 議案第7号 鹿児島県司法書士会鹿児島支部役員選任細則一部改正の件  
会 期 14時00分から16時30分まで

### (日程第1)

#### 1 報告第1号 平成29年度事業報告の件

執行部より、別紙資料に基づき平成29年度事業報告がなされた。

議長は、報告第1号につき質疑を諮った。

質疑なし

### (日程第2)

#### 1 議案第1号 平成29年度一般会計収支決算承認の件

執行部より、別紙資料に基づき平成29年度一般会計収支決算報告がなされた。

#### 2 議案第2号 平成29年度役員顕彰積立特別会計収支決算承認の件

執行部より、別紙資料に基づき平成29年度役員顕彰積立特別会計収支決算報告がなされた。

#### 3 監査報告

監事より、監査の結果、上記決算書のとおり相違ないことを確認した旨の報告がなされた。

議長は、議案第1号、議案第2号及び監事報告につき一括して質疑を諮った。

質疑なし

議長は、議案第1号及び議案第2号につき採択を諮ったところ、賛成多数をもって承認可決された。

### (日程第3)

#### 1 議案第3号 平成30年度事業計画決定の件

執行部より、別紙資料に基づき平成30年度事業計画につき説明がなされた。

#### 2 議案第4号 平成30年度一般会計収支予算決



定の件

執行部より、別紙資料に基づき平成30年度一般会計収支予算につき説明がなされた。

3 議案第5号 平成30年度役員顕彰積立特別会計収支予算決定の件

執行部より、別紙資料に基づき平成30年度役員顕彰積立特別会計収支予算につき説明がなされた。



議長は、休会に入る旨述べ、再開後質疑応答を行う旨説明した。

議長は、再開する旨述べ、議案第3号、議案第4号及び議案第5号につき一括して質疑を諮った。(詳細は省略)

議長は質疑が出尽くしたことから、議案第3号、議案第4号及び議案第5号につき採択を諮ったところ、賛成多数をもって承認可決された。

(日程第4)

1 議案第6号 鹿児島県司法書士会鹿児島支部規則一部改正の件

執行部より、別紙資料に基づき鹿児島県司法書士会鹿児島支部規則を一部改正することにつき説明がなされた。なお、執行部より、併せて、本改正に関する文言の修正につき、内容の変更を伴わない字句等の加除訂正については、支部長に一任するとの決議を求めるとの説明がなされた。

議長は、議案第6号につき、質疑を諮った。

質疑なし

議長は、議案第6号について、特別決議である旨を説明し、出席人数が過半数を超えている旨説明し、議場封鎖を指示した。議長は採択を諮ったところ、賛成多数で承認可決された。

議長は、議場封鎖解除を指示した。

(日程第5)

1 議案第7号 鹿児島県司法書士会鹿児島支部役員選任細則一部改正の件

執行部より、別紙資料に基づき鹿児島県司法書士会鹿児島支部役員選任細則を一部改正することにつき説明がなされた。なお、執行部より、併せて、本改正に関する文言の修正につき、内容の変更を伴わない字句等の加除訂正については、支部長に一任するとの決議を求めるとの説明がなされた。

議長は、議案第7号につき、質疑を諮った。(詳細は省略)

議長は、質疑が出尽くしたため、議案第7号について、採択を諮ったところ、賛成多数で承認可決された。

以上をもって、平成30年度鹿児島県司法書士会鹿児島支部定時総会が終了した。

上記の議案の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名者は次に記名押印する。

平成30年5月12日

鹿児島県司法書士会鹿児島支部定時総会

議 長 三 角 悦 久

議事録署名人 久 井 一 弘

議事録署名人 竹 中 啓 人

# 一 南薩支部総会報告一

南薩支部長 内 田 幸 作

南薩支部は、指宿市、枕崎市、南九州市及び南さつま市に事務所を置く会員により構成されており、法務局不動産登記管轄も本局、知覧支局、南さつま出張所の三庁にまたがる支部です。

今年度は、南さつま市において、8割の会員の出席をいただき、支部総会を開催しました。

支部総会開催に先立ち、鹿児島地方法務局南さつま出張所所長を講師に招き、法定相続情報証明制度に関する研修会を開催しております。制度開始から1年近くを経過しておりますが、法定相続情報申出書作成の経験がない支部会員が半数近くに及ぶことから、法定相続情報申出書見本を用いた研修を行いました。



1. 開催日時 平成30年4月27日（金）午後4時45分から
2. 開催場所 村田旅館（南さつま市加世田唐仁原5640番地）
3. 会員総数 30名
4. 出席者数 25名（委任状出席者1名を含む）
5. 議長：寺園光治 議事録作成者：渡邊司 議事録署名者：福元悦人，森重知
6. 議事の概要

(1) 平成29年度事業報告及び同年度決算

研修旅行を実施。参加者12名。行先：長崎方面（軍艦島周遊クルーズを含む）

法の日無料相談会を指宿市及び枕崎市にて実施。

非司法書士排除調査を知覧支局で実施。

高校生のための消費者教育教室を7校で実施。

平成29年度事業報告及び同年度決算は、異議なく承認。

(2) 平成30年度事業計画及び同年度予算

昨年度に引き続き研修旅行を実施。ただし、参加希望者が10名を下回った場合は中止とする条件をつける。

法の日無料相談会の開催場所を、南さつま市及び南九州市穎娃町の2か所とする。

平成30年度事業計画及び同年度予算は、議案どおり可決。

(3) その他の事項

来年度の支部総会は、平成31年4月19日（金）南九州市知覧において開催することを決議。

平成29年度事業においては、3年ぶりに研修旅行を実施できました。若手会員の参加希望が少なく、研修旅行を実施できない状況が続いておりましたが、新入会員2名の参加によりフレッシュな顔ぶれでの研修旅行となりました。今年度は、更に参加者を増やして実施したいと考えております。



# — 川内支部総会報告 —

川内支部長 市 来 洋 一

当支部の本年度総会は下記のとおり開催されましたことを、報告いたします。



なお、当支部の法の日相談会などの諸活動は、地理的に分けてさつま町地域会員といちき串木野市地域会員及び中央地域の薩摩川内市地域会員に分担して実施しています。

そこで、各地域の取りまとめ役の方が必要となるわけですが、皆さん快く引き受けて頂いて、感謝しています。

また、若い会員の方の積極的な会場の設営などもあり、おかげさまで当支部運営が滞りなく行えています。

記

## 平成30年度川内支部定時総会議事録

日 時	平成30年 4月20日 (金) 17時
場 所	川内ホテル 2階 (薩摩川内市鳥追町 7番 5号)
総 会 員 数	23名
出席 会 員 数	21名 (うち委任状出席 5名)
議 長	南竹 龍一
議事録署名者	下池 明・堂免 公大
来 賓	田畑 正明 (県司法書士会副会長)

定刻に至り、上記のとおり出席があったので、丸田賢次理事が開会を宣し、市来洋一支部長が開会の挨拶を行った。

続いて、来賓として県会の田畑正明副会長が上前田和英会長からの祝辞を代読した。祝辞の中で、連合会執行部等における司法書士法改正についての現状とオンライン申請資格者代理人方式などについての説明があった。

会員動向について、丸田賢次理事より、入会 1名・田代みゆき会員、退会 1名・今村孝一会員、現在の総会員数23名との報告があった。

### 議 事

#### 1. 議長選任の経過等

丸田賢次理事が本総会成立を宣言し、議長の選任を諮った。会員より南竹龍一会員を推薦し



たい旨の発言があり、丸田賢次理事が議場に諮ったところ異議なく承認され、議長として南竹龍一会員が就任した。

南竹龍一会員は議長席に着き挨拶の後、議事録署名者の選出について議長一任とする旨を議場に諮ったところ、異議がなかったので、議事録署名者として下池明会員と堂免公大会員を指名した。

## 2. 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

### (1) 第1号議案 平成29年度事業報告、収支決算報告及び監査報告

議長より執行部に報告を求めたところ、丸田賢次理事より、平成29年度事業報告及び収支決算報告がなされ、大西浩昭監事より、監査の結果、適正に処理されていたとの報告があった。

議長は、第1号議案につき質疑を求めたところ、異議なく承認された。

### (2) 第2号議案 平成30年度事業計画案及び収支予算案審議

議長より執行部に報告を求めたところ、丸田賢次理事より、平成30年度事業計画案及び収支予算案について説明がされた。

議長は第2号議案について、質疑を受け付ける旨を述べた。

[質問] 山本豪太会員

会議費の本年度予算額を前年度決算額と比較して中途半端な額に減額したのは、どのような意味があるのか。

[回答] 丸田賢次理事

会議費は、平成29年度の収支について、本年度に入ってから実施した監査に際し実際に支出した費用を計上したため、本年度予算案のとおりの額になった。

[要望] 市来洋一支部長

研修内容について何か要望をだしてほしい。昨年度は上野牧門会員から有名な方を講師に呼んではその要望があった。他の支部などにも声をかけて大々的にしてもいいが、どうか。

[応答] 下池明会員

講師に対して支払う旅費・宿泊費等が高額になるのではと心配で、以前は実施に踏み切れなかった。

[応答] 議長

研修会に対する要望があれば執行部に意見を伝えてほしい。

議長は、第2号議案につき議場に諮ったところ、異議なく承認された。

### (3) その他協議事項

議長は、その他協議事項についての発言を求めた。

[質問] 山元浩吉会員

川内支部の規約を配布する予定はないか。規



約を持っていない会員もいるのではないか。

[回答] 市来洋一支部長

執行部で話し合っ、規約集を配布するか考えたいと思う。

[質問] 米積正次会員

田畑副会長にお尋ねしたい。県の規約集は以前はファイル式だったが現在は冊子になっている。ファイル式のときは書式をコピーして使用しやすかったが現在はコピーしづらい。機会があればファイル式に戻してもらったほうが使いやすいと思うがどうか。

[回答] 田畑正明副会長

ファイル式は、破れやすいことや予算がかかるということなどから不評であった。ペーパーレス化を図っていることもあり、インターネットにも同じ内容の規約集を掲載している。そちらも見てほしい。

以上をもって本総会の議案全部の審議を終了したので、議長は午後5時55分閉会を宣し散会した。

平成30年4月20日

鹿児島県司法書士会 川内支部 定時総会

議事録署名者 下池 明

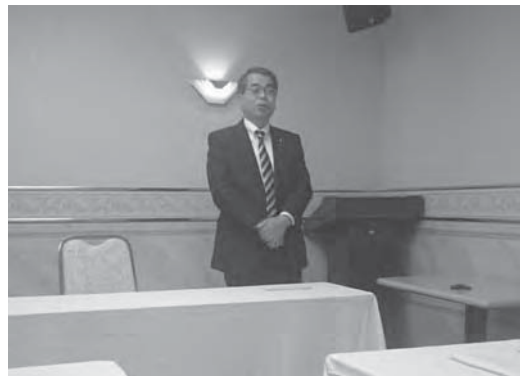
議事録署名者 堂免 公大



# －出水支部総会報告－

出水支部長 上 屋 泰 弘

当支部の定時総会を下記のとおり開催し、来賓として田畑副会長の祝辞をいただき、湯田好江会員を議長に選出し、下記議案の審議をし、いずれも原案どおり可決承認されました。



開催日時：平成30年5月13日午後6時55分より

開催場所：出水市内 ホテルキング 会議室

- 第1号議案 平成29年度事業報告の件
- 第2号議案 平成29年度決算承認の件（監査報告）
- 第3号議案 平成30年度事業計画案承認の件
- 第4号議案 平成30年度予算案承認の件

\*本総会で承認された当支部の平成30年度の事業計画は、下記のとおりです。

1. 支部研修会を開催することにより、司法書士としての資質の向上と会員相互の親睦を図る。
2. 「法の日法律相談」等の事業を通して、広報活動を行う。
3. 各種団体主催の法律相談会や講演会等へ相談員や講師を派遣し、司法書士として地域社会へ貢献する。
4. 職域の確保と広報活動を目的として、会員名簿、司法書士業務紹介の広告を作成し配布する。

以上

平成30年6月15日



# —霧島支部総会報告—

霧島支部長 小池 信 一

霧島支部から定時総会についてご報告します。

## 鹿児島県司法書士会霧島支部 平成30年度定時総会

1. 日 時 平成30年4月27日（金）16時00分から17時30分
2. 場 所 霧島市総合福祉センター 大会議室（霧島市国分中央3-33-10）
3. 総会員数 44名
4. 出席者 40名（有効委任状11名を含む）
5. 議事の要領と経過

定刻通り開始され、小池信一支部長より挨拶の後、鹿児島地方法務局霧島支局支局長有馬様及び鹿児島県司法書士会副会長日高千博様より来賓祝辞を賜った。

しかる後、司会福田英人会員が議長を立候補により募ったところ、野間修二会員が立候補し、全員異議なく議長に選任された。また、益崎広樹副支部長より議事録作成者として川畑俊達会員、議事録署名人として西迫正裕会員、福重守郎会員を指名し、全員異議なく選任された。議長より、本日の総会において支部規則27条に規定する特別決議を要する議案はない旨の報告があったのち、本日の総会は無効に成立する旨を宣し、議事に入った。



### (1) 報告 平成29年度会務報告の件

議長は執行部に対し平成29年度の会務報告を求めたところ、小池支部長より鹿児島県司法書士会霧島支部平成30年度定時総会資料に基づき詳細な説明があった。その後、議長より質疑を募ったところ、稲留隆会員より自殺対策連絡会につき、松菌圭会員より霧島市縄文の森駅伝の結果につき質問があり、執行部より回答がなされた。

### (2) 議案第1号：平成29年度収入支出決算承認の件

議長は執行部に対し平成29年度の収入支出決算につき報告を求めたところ、益崎副支部長より鹿児島県司法書士会霧島支部平成30年度定時総会資料P32をもとに、予算及び決算の詳細な説明がなされた。

続いて、議長が監事に監査報告を求めたところ、鎌田一典監事より監査の結果、益崎副支部長の説明の通り相違ない旨の報告がなされた。

(3) 議案第 2 号：平成30年度事業計画決定の件

議長は執行部に対し平成30年度事業計画について説明を求めたところ、小池支部長より鹿児島県司法書士会霧島支部平成30年度定時総会資料P40をもとに、詳細な説明がなされた。

(4) 議案第 3 号：平成30年度収入支出予算決定の件

議長は執行部に対し平成30年度収入支出予算について説明を求めたところ、益崎副支部長より鹿児島県司法書士会霧島支部平成30年度定時総会資料P42をもとに、詳細な説明がなされた。

(5) 採決

議長は、議案第 1 号～第 3 号の各号につき、議場にその可否を諮った。

議案第 1 号は全員異議なく賛成し、よって原案通り可決承認された。

議案第 2 号は全員異議なく賛成し、よって原案通り可決承認された。

議案第 3 号は全員異議なく賛成し、よって原案通り可決承認された。

(6) その他協議事項

議長は、その他協議事項として取り上げるべき事項を議場に募ったところ、松園圭会員より、登記申請の資格者代理人方式の現状について日高千博副会長からの説明を求める旨の要望があり、日高副会長より詳細な説明がなされた。また、神崎正泰会員より、「司法書士アクセスブック」の記載内容について執行部に対し質問があったが、霧島支部執行部から回答することはできない旨説明がなされた。

霧島支部長になって1年が経過いたしました。平成29年度は、霧島支部の会員の有志の皆様と霧島市縄文の森駅伝大会に参加しました！とっても楽しかったです！

本年度も支部の会員の皆様と頑張っていきます。宜しくお願い致します！

以上ご報告でした。



# — 大隅支部総会報告 —

大隅支部長 中 屋 久 志

大隅支部は、現在会員数15名（曾於市7名、志布志市4名、大崎町4名）となっており、昨年度から2名減少になっております。

このような状況のもと、地域住民に寄り添う法律家として、地元で毎月2回の無料相談会を実施し、南大隅地区での無料相談会にも定期的に参加しております。

ところで、大隅支部の会員について現在行われているワールドカップサッカーの日本代表（日本6月28日決勝T進出決定）に例えるならば、ワントップあるいはツウトップになり、いざという時、頼りになる点取り屋 K・O・H・I。

中央付近にいて、試合をコントロールするリーダーで起点となるH・S・T。

後方付近にいてディフェンスの要となり、時々オーバーラップして攻撃に転ずるM・N。

そして、肝心要のゴールを守り、スーパーセイブをするK。

さらに、決勝Tで力を発揮する3勇士も揃っております。

さて、平成30年度の支部総会は平成30年4月26日に開催されました。  
以下、支部総会の詳細は、別添本庄宏会員作成の議事録のとおりです。



## 平成 30 年度 鹿児島県司法書士会大隅支部定時総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 4 月 26 日 (木)  
午後 5 時から午後 5 時 50 分
2. 開催場所 鹿児島県曾於郡大崎町假宿 1 5 4 3-7  
寿司割烹 浪花
3. 会員総数 15 名
4. 出席者数 15 名 (委任状出席者 5 名)
5. 議事の経過概要

定刻に至り、司会者である田代啓太副支部長は開会を宣言し、中屋久志支部長の挨拶が行われた。

議案の審議に先立ち、来賓として出席された鹿児島県司法書士会上前田和英会長からのご祝辞を賜った。

司会者は、大隅支部規則第 28 条の規定に基づき本総会の議長を選出する必要がある旨を述べ、その選任方法につき諮ったところ、出席者の中から司会者の指名に一任したいとの発言があり一同これを承認したので、司会者の指名により新丸和博会員が選出された。

その後、議長は、本日の出席会員数が同規則第 25 条により本総会の決議に必要な定足数を満たしている旨を述べ、同規則第 29 条に基づく議事録署名者として桂勝博会員及び池辺政興会員を、議事録作成者として本庄宏会員を指名し議案の審議に入った。

### 第 1 号議案・第 2 号議案「平成 29 年度事業経過報告の件・平成 29 年度収支決算承認の件」について

支部長より、平成 29 年度の事業報告がなされ、会計担当の理事である松元修二会員より平成 29 年度収支決算について報告がなされた後、監事である田中英修会員より適正に処理がなされている旨の報告があったので、議長が両議案の質疑に移り、賛否を議場に諮ったところ、第 1 号議案、第 2 号議案ともに満場一致で承認可決した。

### 第 3 号議案・第 4 号議案「平成 30 年度事業計画案承認の件・平成 30 年度収支予算案承認の件

支部長より、平成 30 年度の事業計画案が示された。次いで松元修二会計理事より、平成 30 年度収支予算案の詳細な説明がなされた後、議長が本議案の質疑

に移り、本議案の賛否を議場に諮ったところ、満場一致で承認可決した。

第5号議案 その他




議長より、その他について議場に諮ったところ、会員より、本年度の親睦事業の実施時期について質問があり、支部長から概ね9月又は10月の開催を考えているが、詳細については後日の支部役員会に諮り決定したいとの回答がなされた。

以上をもって議案のすべてを終了したので、午後5時50分に田代啓太副支部長は閉会を宣言した。

以上の結果を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は、次に署名する。

平成30年4月26日

鹿児島県司法書士会大隅支部定時総会

議長 新丸和博   
議事録署名人 桂 勝博   
議事録署名人 池辺政興 



# — 鹿屋支部総会報告 —

鹿屋支部長 野 元 政 行

## 平成30年度 鹿児島県司法書士会鹿屋支部定時総会議事録

開催日時 平成30年4月27日（金）午後2時00分から  
開催場所 かのや大黒グランドホテル（鹿屋市共栄町12番3号）  
会員総数 22名  
出席会員数 22名（出席20名・委任状2名）

上記のとおり出席があり、村山誠志副支部長が開会を宣した。

来賓を紹介し、野元政行支部長の挨拶のあと、鹿児島地方法務局鹿屋支局 中島康雄支局長及び同永井秀作統括登記官並びに鹿児島県司法書士会 田畑正明副会長より来賓祝辞を賜った。



支部規則第27条の規定により、議長の選出に入り、議場は満場一致をもって、遠矢隆一会員を議長に選出した。

議長は、挨拶のあと、本日の出席状況を野元政行支部長に説明を求め、総会が有効に成立したことを確認した。

次に、議長は、下出水公二会員と永吉次雄会員を本総会の議事録署名者に指名し、直ちに議事に入った。

### 報告第1号 平成29年度事業報告

議長は、執行部に対し平成29年度の事業報告を求めたところ、野元政行支部長から、「平成29年度事業報告」に基づき、詳細な報告がされた。

### 議案第1号 平成29年度収入支出決算承認の件（監査報告）

議長は、執行部に対し平成29年度収支決算書について報告を求めた。永野博己会計担当理事が「平成29年度収支決算書」に基づき、詳細な報告がされた。

引き続き、議長は、監事に監査報告を求めたところ、原因猛監事は平成30年4月9日に吉水宗和監事とともに野元政行支部長と村山誠志副支部長立ち会いのもと会計監査を行った結果、適正に処理されていると認められる旨の報告があった。

議長は、報告第1号及び議案第1号の質疑応答に入った。質疑がなく、審議が終了した旨確認

し、採決に入った。

議長は、議案第1号平成29年度収入支出決算承認の件について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案どおり可決承認された旨宣言した。



#### 議案第2号 平成30年度事業計画（案）決定の件

議長は、執行部に対し、議案第2号の提案理由の説明を求めた。

野元政行支部長から「平成30年度事業計画（案）」に基づき、詳細な報告がされた。

#### 議案第3号 平成30年度収入支出予算（案）決定の件

議長は、執行部に対し、議案第3号の提案理由の説明を求めた。

永野博己会計担当理事が「平成30年度収支予算（案）」に基づき、詳細な報告がされ、その承認を提案した。

議長は、議案第2号及び第3号の質疑応答に入ったが、質疑がなく、審議が終了した旨確認し、採決に入った。

議長は、議案第2号平成30年度事業計画決定の件について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。さらに議長は、議案第3号平成30年度収支予算決定の件について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、議案第2号及び議案第3号は原案どおり可決承認された旨宣言した。

#### その他の要望・意見として

① 永野博己会計担当理事より、会計担当理事が保管している帳簿等につき、資料が膨大になっているので、その保管をどのようにしたらいいかとの質疑が議場になされ、10年保管とし、10年以上経過したものは、会計担当理事において、廃棄してもよいと、全員一致をもって決議した。

② 原田猛会員より、高校生のための消費者教室につき、鹿屋支部からも鹿屋支部管内の高校に開催の案内をしたらどうかとの意見があった。

野元政行支部長が、司法書士会が県内の全部の高校に案内を出しており、また県会の事業であるので、鹿屋支部から重ねて案内を出す必要はないのでは、同意を求めた。

③ 上之原俊郎会員より、南大隅法律相談会に鹿屋支部の全会員が担当している鹿屋市社会福祉協議会の財産・登記無料相談と同様に鹿屋支部の全会員で担当してもらえないかとの要望があった。

本相談会は鹿屋支部の事業ではなく「日司連の事業」であり、県会に相談員の登録をしている会員でないと担当できないとの、県会の同事業担当の壺崎健一会員の回答があった。

平成30年 4月27日

鹿児島県司法書士会鹿屋支部定時総会

議 長 遠矢 隆一

議事録署名者 下出水 公二

議事録署名者 永吉 次雄



# —熊毛支部総会報告—

熊毛支部長 牧 佐嘉英

本年の4月上旬ごろ、例年のとおりそろそろ総会開催の準備に入るべく各理事に日程伺いをしましたところ、「昨年総会で、原則5月の第2土曜日開催とすることに決定したのではないか」とのご指摘がありました。慌ててメモを開くと、正にそのとおりでした。自分の記憶力の悪さを改めて知るハメになりました。もとより私のような年中暇な身には何時の開催でも問題はないのですが、年間スケジュールを頭においておかなければならない会員にとっては非常に大事なことだと反省しきりでした。



ということで、本年度の定時総会は、平成30年5月12日（土）、屋久島の「屋久島町総合センター（屋久島町役場安房支所）2階会議室」において開催しました。

総会は、私の挨拶、来賓として御出席いただいた県会日高副会長にご祝辞をいただいた後、酒井英昭会員を議長に選出して、下記議案を審議し、いずれも原案どおり可決承認されました。

なお、総会に引き続く恒例の研修会は、午後3時30分から午後5時40分まで、日司連司法書士執務調査室執務部会 部会長（司法書士）の中久保正晃先生による、「個人情報保護法の基礎と注意点」について講義していただきました。昨年開催された第2回全体研修会のテーマでしたが、出席できなかった会員も多くいたことから、今回の支部研修会のテーマに取り上げましたが、個人情報保護法と犯収法との関係なども分かりやすく説明していただき、質疑も活発で会員にとって大変参考になる有意義な研修でした。

なお、会員から「個人情報保護方針」をポスターにして配布しては（研修資料を拡大しても、字が小さい）との意見も出されましたが、このことは、当支部のみの問題ではなく、県会全体の問題ではと判断しましたので、付記しておきます。

## 記

報 告 平成29年度事業経過報告

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの各種事業について、支部長より詳細に報告がなされた。

議案第1号 平成29年度決算承認の件（監査報告）

会計理事欠席のため、支部長から決算書に基づいて説明があり、鮫島監事から会計監査報告がなされ、全員異議なく承認した。

議案第2号 平成30年度事業計画（案）の件

(1) 研修会活動

- ・ 研修取得単位数不足による注意を受けないように、県会主催研修会には積極的に参加する。

- ・ 支部研修会の開催

昨年の屋久島での開催のブロック別研修会の参加状況が思わしくなかったことから、鹿児島会等他会での研修会に出席する見直しの意見も出されたが、当支部開催の利点を活かしながら当面このままでいくこととされた。

なお、ブロック別研修会の開催時期を11月と固定しないで、柔軟に、例えば12月開催などの要望を、支部長会等を利用して本会に要望することとされた。

※ 屋久島では11月までは観光のオンシーズンのため研修会場・宿泊場所（特に、宿泊料金の高騰）の確保に苦慮している状況にあるため。

- (2) 公益的活動

- ・ 無料法律相談所の開催

地域住民のためにも継続的に実施することが重要であることを確認し、法日の無料法律相談は、本年度は西之表市において開催する。

- ・ 高校生のための消費者教育教室

昨年は屋久島高校での開催が復活した。

種子島地区でも、講師の派遣要請があれば、積極的に要請に応じる。

- ・ 種子島地区自殺対策連絡調整会議

本年度も、会議及び広報活動等に積極的に参加する。

なお、屋久島地区については、依然として動きはないが、要請があれば対応に当たることとされた。

- (3) 非司法書士法令違反調査

本年度は種子島出張所での調査が要請されることになるものと思われるので、積極的に協力する。

- (4) 事務所のIT化支援の推進

オンライン申請等に対応できるよう、支援の要請があれば積極的に支援する。

議案第3号 平成30年度予算（案）決定の件

支部長から予算書（案）に基づいて説明があり、支出の部の項目「県総会出席旅費」を「旅費」と改正することの提案がなされたが、例えば、総会費の旅費もこの項目に計上しなければならなくなると、会計担当理事の事務が繁雑となることから、項目を「県総会出席助成金」とすることとして、原案どおり承認した。

なお、支部長から本年度も全員が出席するものとして予算計上がなされているので、積極的に参加してほしいとの要望が出された。

昨年度に引き続いて再修正した、「県総会出席助成金」、予算額は全員が出席しても支障がないよう確保しております。本年の県総会には、当支部からは、なんと96歳の田中先生も出席しました。支部長として、他支部にもがんばれと胸を張っている誇らしい気分です。

私の夢は、何時の日か「支部会員全員で総会に出席して、翌日、支部研修会を鹿児島市で行って帰島する」ことなのですが・・・。

私の任期も残り1年、いつものべの言葉、支部の特性を活かし、会員の協力をいただきながら、支部の各種事業の推進に微力を尽くしたいと考えております。

# — 大島支部総会報告 —

大島支部長 木村 昭一郎

平成30年4月21日土曜日、奄美サンプラザホテルにおいて、平成30年度大島支部定時総会が開催されました。

定時総会の詳細につきましては、下記「平成30年度鹿児島県司法書士会大島支部定時総会議事録」記載のとおりです。

## 平成30年度鹿児島県司法書士会大島支部 定時総会議事録

日 時 平成30年4月21日（土） 午前10時00分

場 所 奄美サンプラザホテル11階会議室

会員総数 22名

出席会員数 21名（うち委任状による出席5名）

会 次 第

- 1 開 会 宣 言 司会：里村副支部長
- 2 物 故 者 黙 祷
- 3 支 部 長 挨 拶 木村支部長
- 4 来 賓 の 挨 拶 鹿児島県司法書士会会長上前田和英様
- 5 新入会員紹介

### 議 事

上記のとおり出席があり、里村副支部長が司会者となった。司会者は、議長の指名を執行部に一任したい旨を述べ、議場はこれを承認した。司会者は、辻会員を議長に指名した。

議長は就任を承諾したのち、石本会員を議事録作成者に、沖島会員および山下会員を議事録署名者に指名した。

議長は、挨拶のあと、執行部に本日の出席状況を求め、上記のとおり出席を確認し、本総会は有効に成立している旨を宣言した。

#### 第1号報告 平成29年度事業報告の件

議長は、執行部に対し、平成29年度の事業報告を求めたところ、木村支部長より定時総会資料「平成29年度事業報告」に基づき、詳細な報告がなされた。



### 第1号議案 平成29年度収支決算承認の件

議長は、執行部に対し、平成29年度収支決算書について報告を求めたところ、柏村会計より、定時総会資料「平成29年度大島支部収支決算書」に基づき、詳細な報告がなされた。これに続き、議長が監事に対し監査報告を求めたところ、辻監事より決算報告書等が適正に処理されている旨の監査報告がなされた。続いて、議長が、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は承認可決された。

なお、議長は、平成30年度事業計画及び平成30年度収支予算案は相互に関連性があるため、第2号議案及び第3号議案を一括して上程する旨を述べた。

### 第2号議案 平成30年度事業計画決定の件

### 第3号議案 平成30年度収支予算案決定の件

まず、決定に先立ち、木村支部長が「平成30年度事業計画（案）」に基づき、柏村会計が「平成30年度大島支部予算案」に基づき、それぞれ事業計画及び予算案について説明した。

議長は、説明をうけた下記事項に関して、それぞれの事項につき質疑応答のうち採決をとるのではなく、すべての事項に関し一括して質疑応答を行ったのち、各事項個別で採決をとる旨を述べた。

#### (1) 「法の日」無料法律相談会開催の件

木村支部長より、「法の日」無料法律相談会について、開催場所は知名町とし、具体的な内容の決定は執行部に一任としたい旨の提案がなされた。

議長が、当該提案を議場に諮ったところ、出席会員は全員異議なく賛成した。また、議長は、折り込みチラシによる法の日相談会の広報の賛否を議場に諮ったところ出席会員は全員異議なく賛成した。

#### (2) 伊仙町登記相談会の開催の件（質疑通告者：山下会員）

山下会員より、質疑通告書に基づいて平成29年度事業「伊仙町登記相談会」の結果を受けて、「平成28年度に開催された法の日無料相談会に比して、大幅に相談者数が減少していることを執行部はどうとらえているのか、また、伊仙町登記相談会を平成30年度事業として継続開催する必要があるのか」という質疑があった。

執行部より、相談者数の減少に関しては、相談会の開催時期が農繁期と重なってしまったことが一因として考えられる旨の回答があった。

また、平石会員より相談会の名称を「登記相談会」ではなく、「法律相談会」とすべきではないかとの提案がなされた。これに対し、執行部より「法律相談会」と名称を変更すると非弁行為のそしりをうける可能性があるため、「登記相談会」としている旨の回答がなされた。

議長が本議案の賛否を議場に諮ったところ、賛成少数のため否決され、平成30年度においては伊仙町登記相談会を開催しないことが決定した。

### (3) 新聞広告の実施について

木村支部長より、平成29年度と同様に地元新聞紙2紙（南海日日新聞、奄美新聞）において、当支部の会員一覧を掲載することが提案された。

議長が、当該提案の賛否を議場に諮ったところ、出席会員は全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案どおり承認可決された。

なお、沖島会員より、掲載内容に関しては、司法書士の取扱業務がいかなるものか市民の方々に対してもわかりやすい明確な文言に改めるべきとの意見が出た。沖島会員からの意見に対し、木村支部長より、掲載内容に関しては、事前に県の理事会の確認を要するため、理事会とも適宜相談の上、より市民の方々に司法書士の業務内容をわかりやすく伝えられるような広告の掲載を目指すとの回答があった。

### (4) 支部研修会実施の件

大島支部独自の研修会実施について、出席会員で協議の上、木村支部長より年2回下記の内容で開催することが提案された。当該提案に関しての賛否を議長が議場に諮ったところ、出席会員は全員異議なく賛成した。

よって、本議案は、下記のとおりの内容で承認可決された。

なお、研修の内容に関しては、下記の研修テーマ案につき会員の意向を議場にて確認の上、執行部の裁量にて決定することとされた。

#### 【ブロック別研修会開催時の研修会】

- ① 講師の選定に関しては、奄美群島で活動している他士業の中から、執行部の裁量で行う。
- ② 研修時間は2時間

#### 【支部定時総会開催時の研修会】

- ① 講師の選定に関しては、執行部の裁量で行う。
- ② 研修時間は4時間

#### 【研修テーマ案】

- ・相続法改正
- ・農地法関連
- ・（司法書士業務に関連する）土地家屋調査士業務
- ・事業承継
- ・（相続・不在者）財産管理人業務
- ・時効取得
- ・空き家、所有者不明土地問題に関連する相続人調査業務



(5) 平成30年度収支予算案決定の件

伊仙町登記相談会の開催中止により、事業費から登記相談会開催費用が削減されることが見込まれるため、柏村会計より下記の内容にて修正動議が提案され、議長がその賛否を議場に諮ったところ、全員異議なく承認し、修正案は可決された。

- 1 事業費 (原案) 360,000円  
(修正案) 330,000円
- 2 予備費 (原案) 775,458円  
(修正案) 805,458円

閉会宣言 議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前11時45分閉会を宣言した。

以上の議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名者が署名捺印する。

平成30年4月21日

鹿児島県司法書士会大島支部定時総会

議 長 辻 勝 則

議 事 録 署 名 者 沖 島 達 郎

議 事 録 署 名 者 山 下 和 幸



## ～ 関連団体からの報告～

### 鹿児島県司法書士政治連盟活動報告及び活動計画



鹿児島県司法書士政治連盟  
会長 喜山 修三

当連盟の平成29年度の活動報告並びに平成30年度の活動計画を御報告いたします。

昨年度は、平成29年5月29日より「法定相続情報証明制度」がスタートし、「所有者不明土地問題」「空き家等対策」等の放置不動産の減少や「相続手続の簡素化」のため、司法書士の活躍する場面が広がりました。一方永年の懸案事項である司法書士法につきましては、昨年度も改正が実現しませんでした。当連盟としても、更なる努力を重ねていきたいと考えます。

さて、当会の活動としては、例年のとおり顧問団の議員の方達と友好的な雰囲気の中、具体的な協議会が行われ各種団体の要望実現に一步近づいたように感じました。

また、昨年の中議院議員選挙におきましては、顧問団の国会議員の先生方も当選されました。会員の皆様方には、今後とも積極的な選挙協力をお願いいたします。

今年度においては、七枝志織副会長が退任し、その後任として宇都明子さんが副会長に選任され、女性局長には新たに柳田明日香さんが就任しました。永年副会長として連盟のためにご尽力された七枝さんには感謝申し上げます、新たに就任したお二人には、フレッシュな風を巻き起こすことを期待しております。

政治連盟は、司法書士制度を発展・充実していくことにより、一般市民の法的サービスに十二分に答えることを目的としております。今後とも、本会をはじめとして関係団体並びに顧問団の議員の方と密接な関係を築きながら活動していく所存です。

会員各位におかれましても、政治連盟の活動に対してご理解ご協力頂けますようお願い申し上げます。

#### 平成29年度活動日誌

##### 平成29年

- 4月 6日 平成28年度会計監査（司調センター）
- 4月 8日 興友会懇談会（城山観光ホテル）
- 4月14日 全国会長会及び司法書士制度推進議員連盟総会（東京）
- 4月17日 鹿児島市担当部署との協議会（市役所本庁舎）
- 4月22日 日司政連定時大会（東京）
- 4月25日 第1回正・副会長、幹事長会議（司調センター）
- 5月21日 平成29年度定期大会（鹿児島中央ビルディング）
- 5月21日 第1回役員会（鹿児島中央ビルディング）

- 5月26日 鹿児島県土地家屋調査士政治連盟式典・懇親会（城山観光ホテル）
- 6月 4日 前地方創生大臣石破茂先生と語る会（城山観光ホテル）
- 6月 6日 うえかど秀彦氏市政報告会及び懇親会（ジェイドガーデンパレス）
- 6月10日 自民党県連定期大会（自治会館）
- 6月14日 第2回役員会（司調センター）
- 6月30日 司法書士会関連団体協議会（司調センター）
- 7月31日 自民党県連への「県予算及び主要事業に対する団体要望」提出
- 8月 4日 保岡興治氏政経セミナー2017（城山観光ホテル）
- 8月25日 公嘱司法書士協会通常総会懇親会（鹿児島県庁）
- 9月 7日 公明党政策要望懇談会（サンロイヤルホテル）
- 9月 9日 第1回総務会（司調センター）
- 9月20日 鹿児島市議会議員顧問との勉強会（レクストン鹿児島）
- 9月21日 鹿児島県議会議員「顧問団」との協議会（レクストン鹿児島）
- 9月28日 県議会傍聴
- 10月10日 保岡氏&金子氏出陣式
- 10月11日 宮路氏出陣式
- 10月20日 保岡氏若者の集い（ジェイドガーデンパレス）
- 10月21日 2017かごしま政経セミナー（サンロイヤルホテル）
- 10月22日 衆議院議員総選挙
- 11月17日 桑栄会懇親会（ジェイドガーデンパレス）
- 12月12日 かりや秀一氏忘年会（サンロイヤルホテル）

## 平成30年

- 1月 4日 関連団体年始挨拶
- 1月18日 会長会・平成29年新年賀詞交歓会（東京）
- 1月26日 興友会・保岡興治氏後援会総会（サンロイヤル）
- 2月 8日 第2回正・副会長、幹事長会議（司調センター）
- 2月13日 鹿児島県土地家屋調査士政治連盟定時大会（レクストン）
- 2月17日 日司政連九州ブロック協議会（福岡）
- 2月22日 県議会傍聴
- 3月15日 第3回役員会（司調センター）

## 平成30年度活動計画

- 第1 司法書士法一部改正へ向けた活動
- 第2 相続手続推進へ向けた活動
- 第3 オンライン申請資格者代理人方式についての活動
- 第4 家事事件における司法書士活用へ向けた活動
- 第5 成年後見制度利用促進の具体化へ向けた活動
- 第6 司法書士会関係団体の活動支援並びに司法書士業務に関する問題点の改善に向けた活動
- 第7 会員の情報提供の充実と会員からの要望事項の聴取
- 第8 日本政治連盟との連携



## 活動報告・事業計画

一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会  
理事長 安田 雅 朗

当協会は、6月30日をもちまして平成29年度を終了しました。平成29年度の活動報告と、平成30年度の事業計画をご説明します。

### 1 受託実績

当協会における受託額は年々減少し、厳しい状況が続いておりますが、平成29年度の受託実績はここ数年で比較すると良い状況となり、3,100万円余りとなりました。昨年度に引き続き県からの受託が得られ、鹿児島市からの受託が大幅に増加したことによります。しかしながら、地方の市町村からの受託はなかなか得られない状況が続いています。

### 2 活動報告

平成29年度の当協会の主な活動は下記のとおりです。

#### ① 相談対応・研修会の開催

例年どおり自治体の担当者に対し無料相談や研修会の案内を行い、前段事務を含めた業務の受託推進及び公嘱協会の周知を図りました。

#### ② 関係機関への働きかけ

受託業務を確保するために、県議会議員や鹿児島市議会議員の顧問の先生方に現在の状況や問題点を説明し、発注の促進をお願いしてまいりました。昨年は、県知事にも直接お会いする機会をいただき、公嘱協会の活用についてお願いいたしました。そのような活動の成果として、県においては各地域振興局から継続して受託を得ることができています。また、県の出先機関である道路公社からも継続して登記依頼を受けています。

鹿児島市においては、年度により受託額が変動するものの、継続して主要課からの登記依頼が得られています。また、区画整理課から多数の登記を受託しました。

他の市町村へ対しても、公嘱協会の周知に務めておりますが、相談を寄せられることはあるもののなかなか積極的に協会を活用していただけない状況です。

### 3 事業計画

平成30年度の主な事業計画は下記のとおりです。

#### ① 発注機関への働きかけ

鹿児島県においては、県議会議員顧問とも連携を図った上で、各担当部署に対して当協会活用の推進依頼を継続する。また、困難事案を継続的に受託できる体制作りに努める。

鹿児島市においては、市議会議員顧問との密接な協力依頼態勢も継続した上で、困難事案等

の掘りおこし推進を働きかける。

その他の自治体に対しては、当協会活用受託実績を具体的にアピールして、多くの自治体から相談も含めて受託できるような体制作りを目指す。

② 社員に対しての働きかけ

困難事案等についてチームを組んで受託できる体制の構築に努める。また、鹿児島地区以外の社員の加入促進を図る。

③ 関連団体との連絡強調

政治連盟と連絡協調し、各自治体に対してアピール活動や要望を積極的に推し進める。また、土地家屋調査士協会との協議会等を適宜実施し、事務遂行上の連絡協調を図ることに努める。



## 活動報告及び事業計画について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部  
支部長 内田 大介

当支部の平成29年度の活動報告及び平成30年度の事業計画をご報告いたします。

平成29年度より成年後見制度利用促進基本計画に基づいた取り組みが始まり、県、市町村、家庭裁判所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、弁護士会、社会福祉士会その他関連団体を含めた連絡協議会・意見交換会が頻繁に開催されています。その中で鹿児島市においては、本年10月1日より「成年後見支援センター」が設置されることが決定し、稼働を見据えて協議を重ねているところです。今後の成年後見制度、そしてそれを担うリーガルサポートあるいは司法書士の将来に大きな影響を及ぼす変更であることを強く認識し、県司法書士会と協調して対応にあたってまいります。

平成29年度の当支部における家庭裁判所からの後見人等推薦依頼件数が平成28年度に比べ大幅なマイナスとなりました（平成28年度230件に対し、平成29年度167件）。これは後見制度支援信託が一段落したというのが大きな理由だと思われます。成年後見制度の利用が促進されるにつれ申立て件数増加、第三者後見人選任数の増加という見通しには変化ありませんので、引き続き社会の要請に応えられるようますます研鑽を積んでまいりたいと思います。

また、不正防止策の一環としまして、平成29年度より支部全会員に対して通帳の全件原本確認を実施させていただいており、平成30年7月時点でほぼすべての会員について調査が完了しました。混乱やトラブルもなくスムーズに処理できましたこと、会員の皆様のご理解・ご協力のおかげと感謝しています。

その他、平成30年度も引き続き、前年度同様の事業を行う予定ですが、以下重点項目のみ説明させていただきます。

### 1. 研修事業

平成30年度は、ディスカッション研修の必修化、新規研修の増加等、研修規程の改定がなされるため、質・量ともに十分な研修が確保できるよう努めてまいります。

### 2. 社会貢献・制度広報事業

#### (1) 高齢者・障害者の権利擁護のための無料出張事業

地域包括支援センターや病院・施設等からの利用申込みを受けて、相談員を派遣しています。平成29年度実績は77件でした。なお、過年度の申込件数については、平成23年度が11件、平成24年度が33件、平成25年度が38件、平成26年度が40件、平成27年度が46件、平成28年度

が56件で、申込件数は年々増加しています。本事業は、高齢者・障害者の方々の司法アクセス障害の解消や福祉機関との連携において重要な役割を担っていると考えております。

(2) 金融機関との成年後見制度取次サービス

金融機関窓口にて寄せられた成年後見制度に関する相談に対して、当支部所属会員を紹介・派遣するサービスです。平成29年度実績は7件でした。さらにサービス周知の方策を検討します。

(3) 定期相談会

毎月第2土曜日の13時から16時まで、司調センターにおいて、鹿児島県司法書士会鹿児島支部との共催により実施しています。相談件数101件のうち成年後見に関する相談が20件でした。

(4) 離島講演会・相談会

例年社会福祉士会と共催で開催しており、昨年度は徳之島・伊仙町にて実施しました。参加者は5名で、別途個別相談が1件ありました。

(5) 成年後見制度無料出張説明会・相談会

平成29年度実績は10件で、その他研修等の講師派遣が5件ありました。

(6) その他広報活動

「法の日」の無料法律相談会の広告にあわせての案内文の掲載、リーフレット・ポスター配布、外部団体との交流及び協議会への参加、執務サポートニュースの発行等。

### 3. 成年後見制度利用促進に関する事業

鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、奄美市あるいはそれらの社協が設置する後見支援・権利擁護センターに運営委員等として当支部より人員を派遣し、運営に協力しています。

### 4. 執務管理・執務サポート事業

平成30年度はL Sシステムの新機能搭載、バージョンアップが予定されているので、スムーズな移行ができるよう会員への情報提供に努めます。

その他企画としまして、リーガルサポート設立20周年企画事業として、平成31年3月に市民向けシンポジウムを開催すべく企画検討してまいります。

以上



## 鹿児島県青年司法書士会 事業計画・活動報告

鹿児島県青年司法書士会

会 長 坂本 秀一郎

平成30年度、鹿児島県青年司法書士会会長に就任いたしました、坂本秀一郎と申します。

鹿児島県司法書士会の会員皆様方におかれましては、日頃より、鹿児島県青年司法書士会の活動にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

簡単ではございますが、今年度の事業計画・活動報告をご紹介します。

### ◇ 研修 【担当幹事 西迫正裕・尾辻昭博】

昨年度は、九州ブロック青年司法書士連絡協議会の業務研修会で報告した内容の研修を行いました。

本年度は、本会、他関連団体と内容が重ならないよう調整をしながら、有意義な研修を開催いたします。

### ◇ レクリエーション 【担当幹事 中川万里・小池信一・石塚健太】

中川会員、小池会員、石塚会員を中心に企画します。

新入会員も多くなってきましたので、昨年度、好評だった座談会や会員間の懇親を深めるレクリエーションを多く企画・開催いたします。

### ◇ 110番事業 【担当幹事 内木場崇・久井一弘】

全青司との共催により、例年行っている電話回線による全国一斉の相談事業です。相談員として当会の会員の皆様のご協力のもと、事前研修を行ったうえで、事業を行っております。成年後見等とも関連する内容ですので、本年度は、生活保護110番（開催日未定）のみ開催いたします。

### ◇ 更生保護施設 【担当幹事 竹中啓人・有村洋孝】

例年3回、更生保護施設草牟田寮にて、法律教室・法律相談を行っており、毎回4名の会員により、実施させていただいております。

未経験の会員に多く参加いただけるよう、呼びかけを行い、開催いたします。

### ◇ 児童養護施設 【担当幹事 柳田明日香・横山茂太】

例年、鹿児島県内の児童養護施設へFAXにて無料法律教室を案内させていただき、申し込



みがあった施設で実施しております。

今後、社会に出る方々に対する法律教室であり、解りやすく、ためになる講義を心がけて開催いたします。

峠坂洋昭副会長が上記研修・企画，木藤貴文副会長，大塚左文幹事が広報，宇都明子副会長，原田裕介幹事，中間智美幹事，佐藤優希幹事が総務・会計を担当します。

現在，正会員81名，賛助会員54名と多数の会員に参加していただいている団体になりました。

本年度は，会員の懇親を深める企画を多く開催し，司法書士制度の発展に少しでも貢献できるよう，活動してまいりたいと考えております。不行き届き等ございますが，ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

その他，予定

- 7月21日～22日 代表者会議（岡山）
- 9月 8日 他士業青年部との交流事業開催予定
- 9月22日～23日 全国研修会（群馬）
- 10月20日～21日 代表者会議（福岡）
- 12月 忘年会
- 1月19日～20日 代表者会議（三重）
- 3月 2日～ 3日 全国大会（埼玉）



## 永年勤続表彰を受章して

霧島支部 神崎 正 泰

昭和48年に会社を退職し、昭和50年に大阪で司法書士試験に合格、昭和52年9月に単身で帰鹿し県会に登録し加治木で開業してから、あっという間に40年が経過しました。登録の際、事務局の方に、「鹿児島でも生活していけるでしょうか？」と尋ねたら、「大丈夫ですよ、失業したり、夜逃げした人はいまだいない！」と笑っておられた姿を今でも昨日の事のように思い出します。

最初はほとんど仕事もなく、図書館通いが日課でした。妻が勤務先から借りてくれた開業資金200万円が2年で底をつきかけた時、「大阪に帰ろうか…」と思う不安な日々もありましたが、3年程経った頃、何とか生活の目処がたち、妻子を呼び寄せることができました。

以後、色々な出来事がありましたが、難破することなく今日を迎えることができました。応援いただいた多くの方々に深く感謝申し上げます。

また、この間、娘も司法書士試験に合格し、これを機に長年苦勞させた妻には一線を退いてもらい、以後は娘と喧々囂々の研修？の日々を過ごしています。

ところで職務を離れて現在の政治状況に視線をむけると、企業は海外の低賃金国に生産拠点を移動させ、その結果、国内では産業の空洞化と人口の減少が生じています（30年後の日本の人口は1億人を割ると推定されています）。一方、政局では、憲法9条に自衛隊を明記すべきとの動きもあります。私は現行の日本国憲法は“太陽”のごとき価値のある存在であると思います。変えるべきは憲法でなく、政治を“憲法の規定”に合致させる方向に梶をきるのが国の責務です（憲法99条）。

また、労働基準法改正についても、働き方改革という名の看板（中身は過労死促進法）で国会で審議可決されましたが、その本質は、財界による労働者の極限までの労働強化です。

本来賃金は、労働力の価値を実質体現したものであるべきであり、それは、①1人の労働者が一日8時間月40時間働いて家族4人が食べていけること、②家族が文化的時間を楽しむことができること、③将来の労働力の再生産の価値が継続保証されていること等が労働力の価値（賃金）の最低の原則でなければなりません。家族が食べていくにも窮する現状の賃金水準では、人口減少等が生じるのは必然です。労働力の価値の本質を覆い隠し、働き方改革等と称しての議論は、財界による労働力の価値の搾取率を一層強化するための本末転倒の議論（政策）です。故に国民の命の尊厳が蹂躪され生活環境が悪化するのは必然です。

資本主義社会は、生産と消費が矛盾する社会で、賃金は労働者階級と資本家階級の力関係で決まります。故に生産性を上げれば労働者の賃金も上がるといった政府の主張は、賃金の本質を覆い隠し、搾取を極限まで強化するための資本家の詭弁に過ぎません。その背景には、独占資本が

社会的平均利潤の追求の基、産業資本、商業資本、金融資本、国家権力が融合一体となり独占利潤の確保のため世界をまたにかけて日夜死闘を展開している現況があります。それは、資本主義社会の経済の法則に沿った宿命の動きです。資本主義という妖怪の終焉のあがきではないでしょうか。これが暴走に起因して、政治や経済教育文化等にその矛盾が噴出し、国民の生命や生活を直撃しています。国民の命である憲法の“平和主義・主権在民・基本的人権の尊重”の三大原則も骨抜きにされつつあると憂えます。

この真因がアメリカ追従の政治に起因していることは学者の論を待ちません。マスメディアにも権力迎合の姿勢を改め、真に国民目線の報道が今ほど求められているときはありません。

市民の身近な法律家である我々司法書士にも同じような姿勢がメディア同様求められているのではないのでしょうか。

以上稚拙で独断的的作文となったことを御容赦いただけたら幸いです。

(参考資料：『カールマルクス資本論』(河出書房新社), 『経済学入門』(宮川実著, 青木書店), 『空洞化と属国化ー日本経済のグローバル化の顛末』(坂本雅子著, 新日本出版社))



## 永年勤続表彰を受章して

大隅支部 池 辺 政 興

平成30年度定時総会において、福岡法務局長より永年勤続40年の表彰を賜り、身に余るものと感謝しております。

私は、昭和51年に大阪法務局長の認可を受け、大阪市北区において事務所を開業していましたが、昭和52年に鹿児島地方法務局長の認可を受け、同年10月、郷里の大崎町で開業しました。当時、司法書士の認可は各法務局毎に行われ、認可と同時に管轄区域内で事務所を開業することが条件となっていました。

開業当初は、仕事の依頼は不動産登記がほとんどでした。

書類作成は、手書きかタイプライターによるもので、特にタイプライターの場合、活字の配列を覚えるだけでも大変で、書類作成に時間を要し、慣れない操作に苦労したものです。その後、ワープロが出現し、現在はパソコンに移行し、書類作成は、随分楽になったものです。

法改正前は、不動産の登記は当事者出頭主義が原則だったので、登記申請は直接法務局に出向き、申請書を窓口へ提出しなければなりません。また、申請書の補正も窓口で行っていました。

登記簿は、簿冊となっており、登記簿を閲覧するにも法務局に出向いて閲覧する必要がありました。

平成17年3月7日、改正不動産登記法が施行され、当事者出頭主義が廃止され、オンライン申請がスタートしました。これにより、登記の申請はわざわざ法務局に出向くことなく、パソコンで申請書を送信すればよく、補正もオンラインによって行えるようになりました。

登記簿は、従来の簿冊からコンピューター管理となり、登記簿の閲覧はインターネットを通じて事務所に居ながらにして簡単にできるようになりました。

かつて会社の設立は、株式会社は1000万円、有限会社は300万円の資本金が必要でしたが、平成18年5月1日、改正会社法の施行により、最低資本金制度が見直され、資本金の下限枠の制限が撤廃されました。会社の機関設計が柔軟化され、株主総会と取締役1名だけの会社の設立が可能となったほか、新たに合同会社の新設が認められるなど、大幅な改正がなされております。有限会社法は廃止されましたが、既存の会社は特例有限会社として存続することができるようになっていきます。

平成14年の法改正による簡裁代理権の付与、及びこれに伴う特別研修への参加は、以後の司法書士実務に大きく影響する改正となりました。特別研修への参加は、実際に裁判の現場を見聞きでき、貴重な経験になったと思っています。

私が、40年の長きにわたり、さしたる不始末もおかさず、今日まで勤続できたことは、ひとえに法務局の皆様をはじめ、司法書士会及び会員の方々のご厚情あふれるご指導、ご鞭撻のおかげと、深く感謝しております。また、地域の人達の支えがあったればこそであり、これからも日々の研鑽を怠らず、司法書士としての職責をけがすことなく、職務に専念してまいりますので、これまでと変わらず、ご厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



## 永年勤続表彰を受章して

鹿屋支部 内野 文 生

今回の受章は、司法書士を長年（私は41年間）生業として継続していることに対して贈られたものですが、早く開業し、健康で事故もなく年数を重ねた証？。当時私は、学生卒業後就活もせずにはいましたが、親父が故郷で事業を営んでいた関係上、不動産取引等で司法書士事務所へ出入りして、そこで何を勘違いしたのか、儲かる仕事と思いこみ、久留米市の知人をお願いして、私の修行先の事務所を決めていました。そこで初めて司法書士という職業を知り、強制的に司法書

士を目指すこととなり、今回の受章に至っています。

久留米市での6年間（昭和46年4月～52年4月）

最初の仕事は、手書きやタイプで商業法人の印鑑証明書、登記簿抄本等を作成、登記簿の閲覧、法務局内で登記簿を青焼きし登記簿謄本の作成したりしていました。（47年前にパソコンによる登記の申請、要約書、登記事項証明書の取得は考えられなかった）

そうこうするうちに、不動産登記や商業登記の仕事へと進んでいきました。入所4年がたった昭和50年に試験に合格しましたが、直ぐは開業せず事務所で勤務しました。

一番の思い出は、約2年掛った相続登記です。不動産業者より、開発に必要な土地が相続物件であることが判明し、相続人の一人と事務所を訪れ、戸籍の収集を依頼されました。半年後63人の相続人が判明したが、内心登記は無理だろうと思いつつ、相続関係説明図をお渡ししました。私の予想は外れ、約1年後に全ての書類が揃いました。全国各地を訪ねて書類を頂いたそうです。この努力にはびっくりしました。

私も、開業のため鹿屋に帰る準備中で、最後の仕事として、登記申請をし、申請翌日支局に行きましたところ、登記官に呼び止められ、これは誰が作成したか聞かれたので、私が作成した旨お答えしました。次の日に登記済となり、これを見届け、久留米の締めくくりとなりました。

鹿屋市で開業（昭和52年5月）

開業1週間は来客なし、その後民事関係の事件の依頼があり暇に任せて、引き受けることが多くなりました。私のところへの依頼は、調停、支払命令、手形訴訟、仮差、仮処分、任意競売、強制競売、破産等でした。

この中で印象に残っている事件は、任意競売と仮処分です。

#### 1. 任意競売

個人の貸金業者より、担保物件が相続物件となり、債務者が返済しないので、任意競売の申立を依頼されました。調査したところ、相続人が債務者を含め6名でした。そこで、依頼人に債権者代位による相続登記後競売申立となる旨伝え、競売にかけられる持分はわずかで誰も参加する人はいないのでと伝えましたところ、それでも良いから進めるよう言われましたので、手続に着手致しました。ところが、世間体を考えられたのか、親族一同で弁済をされ、思いこみは禁物と心に刻みました。

#### 2. 仮処分

ビル工事代金残金2000万円請求の最中に、施主が所有する不動産を父母名義に変更をしていたので、債権者より保全の相談を受け、処分禁止の仮処分を申請しました。

結果は半信半疑でしたが、地裁は仮処分を決定し、その後和解が成立し、残金の回収が出来た旨報告を受け、諦めずに良かったと思いました。

徐々に、不動産登記、商業登記等の依頼も受けるようになりました。登記の仕事は、久留米の経験があったことで、スムーズに処理できました。

### これからの司法書士業

最近、これからの士業の仕事量の分析がなされ、司法書士は今の仕事量の20～30パーセント、地方の市町村における司法書士業務の減少に加え、高齢化、定住人口の減少等により、全体の事件数の減少となっており、又、司法書士の仕事が本人申請ができる簡単なシステムとなり、近々導入されるのは間違いないと思います（本人確認はマイナンバー？）。先はそんなに明るくなくさそうです。士業全体に影響するAIに負けないよう頑張ってください。



## 永年勤続表彰を受章して

出水支部 中牟禮 格

永年勤続30年と言われて、そんなに時間が過ぎたのかと自分でも驚くばかりです。私が開業した昭和63年は、あのバブル時代。地方でも、当時はバブルの影響があったところもあり、今では信じられないくらい土地の価格が高騰していました。また人々が平成景気と呼ばれる好景気に酔っている時代でもありました。開業したばかりの私にとっては、あまり関係ない経済現象ではありましたが。

これまでを振り返って見ると、仕事と社会活動の両立が私にとって1つの大きなテーマだったように思われます。

開業したての私は、開業するまで地元を離れていたため、同級生、地域の人、親類などを除いてほとんど「人」を知りませんでした。人を相手にする仕事で「人」を知らないでは始まらないと思い、思い切って青年会議所に入会したのが社会活動との縁でした。入会してみると、確かに出会いは多い。時間は取られる。しかし、その中で時間の節約を教えられ、また活動をする中で社会活動の大事さを教えられました。

この2つのことが私の活動の指針となったのだと思います。その後、約10年間PTA活動にもかかわっていきました。

また、司法書士としては、簡裁代理権取得のための100時間研修、改正の度の会社法研修会、支部長時代のことなど30年間のいろいろな思い出が懐かしく思い出されます。

これからは、無理をせず、ゆっくりと仕事と地域に根ざした活動を続けて行きたいと思います。

最後になりますが、30年間、私が司法書士として永年勤続できたのも、司法書士の皆様方をはじめ私に縁をいただいた方々のご支援の賜物だと心から深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

## 永年勤続表彰を受章して

霧島支部 島元 廣己

この度、司法書士業務30年勤続を表彰して鹿児島地方法務局局長より表彰されましたが、何時のまにかそんなに時が経っていたのだとつくづく思い返す昨今です。

前職は、時計販売修理の店を14年ほどしていました。時計も心臓部の振動を発生する装置がテンプ、振り子と言ったものから、水晶を使ったより振動数が多い正確なものへ電子化していき、価格も見見る下がっていき、故障しても修理するより買い直した方が良いという方向に進んで行くのが眼に見えるようになってきました。

勿論、何十万、何百万するような高級時計を扱えば良いのですが、田舎町、ましてや数を揃えるだけの資金力ありません。

そこで足の不自由な私でも何かできる職はないかと考え、司法書士試験に挑戦しようと思い勉強を始めました。

あの頃受験仲間と議論しあったのが、懐かしく、また楽しかったことが思い出されます。

時計屋の仕事をしながら、数年後にやっと司法書士試験に合格し、その年の12月21日登録・開業し、時計屋は廃業しました。

開業地の法務局、司法書士会、銀行等業者には、挨拶も出向かずさぞ生意気な奴と思われていたんじゃないかと今にしては思われます。

そんな訳で仕事は入らず、しばらくはのんびり暮らすかと思っていたところ、友人、知人に恵まれ12月は何もなかったのが、翌年の1月初めからは、2、3日置きですが仕事が入るようになっていき、慣れないものだから、四苦八苦し、1件の申請書を時間を気にしながら作成していました。

当時、私は40歳、地方ではまだバブルの真最中、あちこちから土地の買占め、宅地開発等が盛

んな頃で、時を得た開業でした。

法務局に行くと、和文タイプライターのガチャン、ガチャンが聞こえていました。

私は、最初からワープロと和文タイプライターを使って書類を作成していました。

平成になり、コンピューターが普及し始め、連件での書類作成が、より早く、便利になっていきました。

当時は、ドスバージョンでしたが、機械、ソフトはかなりの金額でした。

法務局でも謄本作成料等の登記印紙代が、200円ぐらいだったのが、電子化の費用を捻出するため1000円まであがり、依頼者にとってはかなりの負担でしたが、今は、電子化され、管轄地外の謄本（現在は、事項証明）を最寄の法務局で受け取ることができ、便利になりました。証明はつかないが、登記情報提供サービスを使えば事務所等にいながら、登記事項を受領でき大変便利になりました。登記申請にしても以前は、管轄地の法務局での申請、受領でしたので、車で1～3時間かけて走り廻り、更に遠隔地だとその管轄地の司法書士に代理申請を依頼していたのが現在は、ご承知のとおり、郵送、オンラインでの申請ができ、時間、費用の無駄が無くなった代わり、そのための高額の設定費が必要になり、手書きでの登記申請する人を除けば（ほとんどいないのでは）、開業当初私に言われた皮肉、「筆1本で稼いでいる」とは、今は言えなくなったのでは？

仕事では、一瞬の気の緩みで、取下げになったこともあり、抹消にしても名変にしても真剣に取り組むことを肝に銘じています。これからは、慣れによる思考力、判断力の低下が生じうると言い聞かせながら、依頼者に応えて行こうと思っています。

この頃、私と年齢が近い依頼者が、終活の相談をされると、自分もそろそろ司法書士業務を含め終活を考えないといけないなと考えています。

司法書士事務もまだまだ電子化（特にAI化）していきそうで、必死で付いて行くのみです。これからは身体と相談しながら、大過なく業務を終えるべく努力して行こうと思っています。



# 「委員会だより ～広報委員会～」

鹿児島県司法書士会には、鹿児島県司法書士会会則に基づいて設置された委員会がいくつもあります。このコーナーではそれぞれの委員会にスポットを当て、Q&A形式で少しずつ紹介していきます。

まず第1回目は、この会報「司法書士かごしま」の編集を担当する広報委員会についてご紹介します（自問自答ですみません！）。

## Q1. 委員会のメンバーを教えてください。

委員長	堂免 公大	(川内支部)		
委員	佐藤 優希	(鹿児島支部)	田中 喜久	(鹿児島支部)
	中間 智美	(鹿児島支部)	福嶋 哲平	(鹿児島支部)
	水俣 修一	(鹿児島支部)	内匠 良一	(南薩支部)
	天達 周二	(霧島支部)	益崎 広樹	(霧島支部)
	宮田 康浩	(霧島支部)		

## Q2. どんな活動をしているのですか？

まず、会報「司法書士かごしま」の編集・発行をしています。会報は、みなさんもよくご存知(?)のとおり、「総会特集号」(毎年8月頃)と「新年号」(毎年1月頃)の年2回発行されています。

会報発行に至るまで、内容の決定や原稿の依頼・収集・督促及び数回にわたる原稿チェックなど、印刷以外は外注に頼ることなく委員会メンバーが自ら行っております。大変多くの皆様から寄稿のご協力をいただきながら、毎号全力で発行させていただいておりますが、ほんのたまに(のはずですが)どうしても発行が遅れてしまうことがあります。その時はどうぞ寛大なお心で受け止めていただきたいと思います。

また、その他、ホームページの管理及び充実や毎月1回、南日本新聞のテレビ欄の広告枠に広告を掲載したり(みなさん注意して見てくださいね!), 高校生のための消費者教育教室の開催についてマスコミへの取材報道を依頼するための下準備など、司法書士会活動の周知を目的とした広報ツールの開拓について議論を重ね、実行に移すようにしています。こちらはまだまだ模索中の部分が多く、どんどん新しいことに取り組んでいこうと考えています。



**Q 3. 委員会活動で苦勞したこと・大変なことは何ですか？**

広報の特色として企画立案の機会が多いため、その都度、案をひねり出すことが本当に難しいです。委員会メンバー全員で必死に意見を出し合っていますが、しばしば訪れる沈黙の時間が何とも言えません・・・。

特に会報の企画物については、すでに案が出し尽くされた感があり、毎号毎号ものすごく悩まされています。こんなコーナーを作ってほしいという要望がある方は、いつでも募集しておりますのでお気軽にどうぞ！ぜひ私どもを救ってください！

**Q 4. 委員会に入って良かったことはありますか？**

司法書士制度や司法書士会活動を広く多くの方に知っていただくことの大切さを常日頃考えさせられますので、一般の方に司法書士の仕事を説明するときにとっても役に立っています。「司法書士という名前は知っているけど・・・、何する人なの？」って思っている方は意外と多いようですから。

その他強いて挙げるなら・・・文書校正のチェック能力が飛躍的に向上しています。

あとは・・・会報には新入会員の方を紹介するコーナーが毎号ありますので、新入会員の方の顔と名前をいち早く知ることができますね。

**Q 5. 広報委員会として新しい活動はありますか？**

南大隅地区司法書士法律相談センターのある錦江町の広報誌である広報「きんこう」へ、センターの周知の意味も込めて、町民の皆さんが興味を持っていただけるような話の原稿を寄稿しました。これまでに4月号にて「所有者不明土地の話」、7月号にて「相続登記の話」が掲載されておりますので、ここで紹介させていただきます。

なお、10月号及び1月号でも掲載予定です。

**Q 6. 今後、やりたい活動などはありますか？**

会報の企画物として、鹿児島県内の法務局（本局、支局及び出張所）周辺の飲食店を巡り、グルメ紹介をするといったコーナーを作りたいと考えています。ただ、いろいろと問題点があり、道は険しいのですが、何らかの形で仕上げてみたいですね。

# 所有者不明土地の話

鹿児島県司法書士会  
広報理事 池田浩明

みなさんが所有している土地は、法務局に登記がなされ所有者として公示されています。確認したい方は、土地の地番から登記事項証明書を取得することができます。しかし、なかには所有者が誰なのか分からない、分かっていても連絡がつかない土地（所有者不明土地）があります。

## 1. 所有者不明土地は九州より広い

民間の有識者研究会の調査では、所有者が分からない土地は全国で約410万㍍あると言われています。410万㍍と言われてもピンときませんが、九州より広い面積の土地の所有者が分からないのです。ちなみに、登記されている全国の土地のうち約20%が所有者不明土地となっています。

## 2. 所有者不明土地にはどんな問題があるのでしょうか

- ① 空き地のまま放置され雑草が生い茂り近隣の迷惑になる。
- ② 不法投棄や悪臭、害虫の発生などをまねく恐れがある。
- ③ 道路など公共事業として利用するのに時間がかかる。

このように、近所迷惑といった身近な問題になるだけでなく、台風被害により崩れた急傾斜地への対策工事に着手できないなど、地域の安全に影響を及ぼす大きな社会問題に発展することもあります。

## 3. なぜ所有者不明土地がうまれるの


土地の所有者が死亡した場合、相続が発生します。ただし、相続登記は義務化されていないので、土地を引き継ぐ人がいない、管理するのが面倒などの理由から相続登記をしないまま長期間放置された結果、現在の所有者が登記で公示されないため、所有者不明土地になる場合があります。その状態でさらに相続が発生すると相続関係がますます複雑化しかねません。相続登記の依頼を受けると明治時代の登記のままの土地も少なくないのです。また、相続人が判明しても行方不明や認知症の人がいるため遺産分割協議ができないなど相続手続の障害となる場合があります。

## 4. 相続登記のすすめ

司法書士は、相続登記を進める場合の相続人の調査や遺産分割協議書の作成のほか、相続人が行方不明の場合には不在者財産管理人の選任手続、認知症の方がいる場合は成年後見申立のための手続などを支援します。

鹿児島県司法書士会では南大隅地区司法書士相談センターでの無料相談のほか、定期的に相談をお受けしていますので、相続登記でお困りの方は、お気軽にお問い合わせください。

南大隅地区司法書士法律相談センター（電話 0994-22-1315）  
相談日時：毎週月曜 13時～16時（予約者優先、祝日は休み）  
お問い合わせ先：鹿児島県司法書士会（電話 099-256-0335）



# 相続登記の話

鹿児島県司法書士会  
広報委員 天達周二

前回（4月号）の記事で、全国の所有者不明の土地は九州の面積より広く、相続登記を怠っていることにより、様々な不都合が生じることを説明しました。今回は、なぜ相続登記が必要なのか、そして、相続手続きの際に相談の多い事例を紹介したいと思います。

## 1. なぜ相続登記をした方がいいの？

まず、相続登記をすることにより、現在の所有者を示すことができます。相続人同士の話し合いで誰がその土地や建物を相続するか決めても、登記をしないと誰が所有者なのかははっきりしません。また、相続人以外の人にもその権利を主張できません。相続登記をして所有者を公示することで、誰に対しても権利を主張できるようになります。

## 2. 相続手続きに関する相談事例

### ①相続人の中に所在の分からない人がいる

相続登記をしたいが、相続人の中に何十年も所在の分からない人がいるというケースがあります。所在や連絡先の分からない相続人がいる場合でも、戸籍をたどっていくと現在の住所がわかる場合があります。司法書士は、相続登記の依頼を受けると必要な戸籍等を職務上取得できるので、所在不明の相続人の住所がわかることがあります。また、万が一住所がわからず所在不明の場合であっても、所在不明の相続人の代理人（不在者財産管理人）を家庭裁判所で選任してもらうことにより、相続手続きを進めることが可能な場合もあります。

### ②遺産分割協議書に印鑑を押してくれない

相続登記をするためには、相続人全員で遺産分割協議を行い、遺産分割協議書を作成する必要があります。

ますが、話がまとまらず、一部の相続人が遺産分割協議書に印鑑を押してくれないといった相談もあります。相続手続きを進めたいが、どうしても話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所で遺産分割調停を利用するという方法があります。家庭裁判所を介して話し合いをすることにより、遺産分割協議がまとまることもあります。

### ③認知症の相続人がいるため遺産分割協議ができない

相続人の中に認知症の方がいて遺産分割協議ができないといった相談もあります。このような場合、家庭裁判所で成年後見人を選任してもらい、その成年後見人と遺産分割協議を行うという方法があります。ただし、成年後見制度を利用する場合には、その制度自体を十分に理解しておく必要があります。

鹿児島県司法書士会では南大隅地区司法書士相談センターでの無料相談のほか、定期的に相談をお受けしていますので、相続登記でお困りの方は、お気軽にお問い合わせください。

南大隅地区司法書士法律相談センター  
☎ 0994-22-1315  
相談日時：毎週月曜 13:00～16:00  
(予約者優先、祝日は休み)  
問合せ：鹿児島県司法書士会  
☎ 099-256-0335



マチを好きになるアプリ

## マチイロ

行政情報アプリ「i 広報紙」が「マチイロ」としてリニューアル!

ダウンロードはこちらから






自治体がもっと身近になる機能が盛りだくさん!

1

役立つ行政情報を見逃さない!



2

自分に合わせた情報が届く!



3

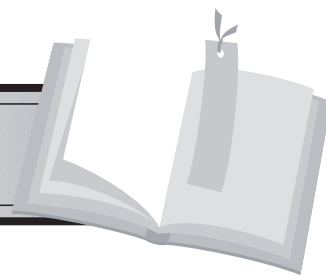
いろいろなマチの魅力をお届け!



※「i 広報紙」をご利用中の場合、アップデートによって新アプリに切り替わりますので、新たにダウンロードする必要はありません。※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。※広告が表示されますが、各自治体とは何ら関係ありません。

問い合わせは株式会社ホープ(092-716-1404)まで

## 書籍紹介コーナー



「他の人にも知ってほしいこの一冊」そう思える本がどなたにもあるのではないのでしょうか。このコーナーではそんな一冊を会員のみなさんに紹介してもらうコーナーです。まずは広報委員会の精鋭メンバーに聞いてみました。

霧島支部 宮田 康浩

①タイトル：7訂版 事項別 不動産登記のQ&A210選

②編者：日本法令不動産登記研究会

③出版社：日本法令

④内容：タイトルのとおり，不動産登記全般にわたる210問の質問について，Q&A方式により多くの記載例・図解とともに解説した実務に役立つ1冊です。

⑤おすすめのポイント：痒いところに手が届きスッキリする本だと思います。清算終了した会社の清算終了前に消滅した抵当権の抹消について、「当時の清算人を登記義務者の代表者とし，所有権の登記名義人を登記権利者として，共同で抵当権の抹消登記を申請することができる。」との『登記研究』151号質疑応答があります。私が受託した事案では代表清算人が死亡しており，どうしたものじゃろと悩んでいたところ，この本の225ページに次のとおりさらりと記載してあるのを見つけました。「なお，代表清算人が死亡している場合には，他の清算人と登記名義人とで申請することができます。」



昨年発行された「抹消登記申請MEMO 青山修 著 新日本法規」の112ページでは，このQ&A210選225ページをこれまたさらりと引用してあります。

仕事はさらりとこなしたいものです。



霧島支部 宮田 康浩

①タイトル：マニアの王道 旅客機操縦マニュアル

②編者：月刊エアライン編集部

③発行所：イカロス出版

④内容：B737-500の操縦について，プリフライト（飛行前準備）から着陸後のパーキング（駐機）まで，コックピット内で行われるであろう手順，方法が写真や図をふんだんに盛り

込み詳細にわかりやすく解説してあります。

- ⑤**おすすめのポイント**：飛行機マニアでない限り全然面白くないでしょうが、飛行機マニアとしては自分でも飛ばせるかもと勘違いしてしまいそうな本です。

ただし、あとがきには「本書の内容はボーイング社製737-500型機のFAA・アップロード・フライト・マニュアル、およびパイロット・オペレーティング・ハンドブックを参考にして編集したものであり、実在する特定の航空会社の運航方式、操作手順等の内容を紹介したものではありません。また、誌面の都合により解説を簡略化したため、技術的には必ずしも正確ではない部分もあることをご了承ください。」との記載があります。

私は定価：本体1,800円＋税で購入しましたが、現在品切れでamazonで検索すると¥9,346よりとなっているようです。



鹿児島支部 田中喜久

- ①**タイトル**：一日一生  
②**著者**：酒井雄哉（さかい ゆうさい）  
③**出版社**：朝日新聞出版  
④**内容(あらすじ)**：延暦寺の千日回峰行を2回満行した、大阿闍梨・酒井雄哉さんが書かれた本です。「一日が一生、とって生きる」や「学ぶことと、実践することは両輪」など、人生を生きていくうえで参考となる言葉が収録されています。

- ⑤**おすすめポイント**：いつだったか、テレビで「千日回峰行」というものの特集をしていました。延暦寺の千日回峰行とは、比叡山の峰々を歩いて巡拝し、9日間の断食・断水・不眠・不臥なども行いながら、約7年かけてのべ4万キロ近くの距離を歩く修行です。



私には思いもつかない修行であり、さらにその修行を2回も達成された人がいることを知り、そのような崇高な方はどんな本を書くのだろうと気になり、この本を手にとりました。

偉い方だからといって難しい言葉は使っておらず、住職以外にもいろいろな仕事や経験をされてきた酒井さん個人の人生観がまとめられており、読みやすく勉強になります。

日々の業務で荒んだ心を癒したい・・・という方にはお勧めです。文章量もそんなに多くはないので、みなさんぜひ読んでみてください。

鹿児島支部 福 嶋 哲 平

みなさま、こんにちは。おすすめの本をご紹介しますのですが、私より実務経験は豊富であるはずの皆様に対して実務書を紹介するなんて行為はおこがましくて到底できません。ということで、今回ご紹介するのは、実務書ではない一冊です。

①タイトル：嫌われる勇氣

②著 者：岸見一郎 古賀史健

③出 版 社：ダイヤモンド社

④内 容：私の言葉でお伝えするよりもamazonでの紹介文を引用する方がより正確にご紹介できると思いますので、引用いたします。

『あの人』の期待を満たすために生きてはいけない——【対人関係の悩み、人生の悩みを100%消し去る“勇氣”の対話篇】

世界的にはフロイト、ユングと並ぶ心理学界の三大巨匠とされながら、日本国内では無名に近い存在のアルフレッド・アドラー。

『トラウマ』の存在を否定したうえで、『人間の悩みは、すべて対人関係の悩みである』と断言し、対人関係を改善していくための具体的な方策を提示していくアドラー心理学は、現代の日本にこそ必要な思想だと思われます。

本書では平易かつドラマチックにアドラーの教えを伝えるため、哲学者と青年の対話篇形式によってその思想を解き明かしていきます。」

⑤おすすめポイント：この本、もう読んでよ、という方も多いと思いますが、私なりのおすすめポイントを。

このアドラーという心理学者の考え方、すごいです。読み始めて数ページで度肝を抜かれました。これまでの常識だと思っていたことは、いとも簡単に否定されました。

皆さんの中で、「あのことがあったもんだから、今の自分はこの程度の人間なんだ」という考え方をされている方はいらっしゃいませんか。あるいは、「あのことさえなければ自分はずっとできるはずだ」と考えてみたりとか。

このような方こそ、ぜひとも本書を手にとられてください。これまでの考え方が根っこから覆されることうけあいです。

そして、本書の中から一言。

「大切なのはなにが与えられているかではなく、与えられているものをどう使うかである」



鹿児島支部 佐藤優希

①タイトル：赤めだか

②著者名：立川 談春

③出版社：扶桑社文庫

④内容(あらすじ)：著者である落語家の立川談春さんが、17歳で立川談志師匠に弟子入りし、厳しい修行や様々な試練を乗り越えて落語家になるまでが描かれたエッセイです。2～3年前にテレビドラマ化もされています。

⑤おすすめポイント：談春さんが兄弟弟子たちと過ごした修行時代や、二つ目昇進試験への挑戦、談志師匠との師弟関係など、談春さんが落語家になるまでの成長物語が、落語家さんらしい軽妙な語り口で綴られているので、読書の習慣がない私でもすいすい読むことができました。

また、談志師匠とのエピソードも多く描かれており、気難しくて怖そうな印象の談志師匠の落語や弟子たちに対する深い愛情を感じられる場面や、心にグサッと刺さる名言の数々も見所です。中でも、談春さんが弟弟子の志らくさんに嫉妬心を抱く場面で語られた言葉（以下で引用しています。）は、なるほどなと感心させられ、何度も読み返しています。

「己が努力、行動を起こさずに対象となる人間の弱味を口であげつらって、自分のレベルまで下げる行為、これを嫉妬と言うんです。」「本来なら相手に並び、抜くための行動、生活を送ればそれで解決するんだ。しかし人間はなかなかそれが出来ない。嫉妬している方が楽だからな。」「だがそんなことで状況は何も変わらない。よく覚えとけ。現実には正解なんだ。時代が悪いの、世の中がおかしいと云ったところで仕方ない。現実には事実だ。そして状況を理解、分析してみろ。そこにはきっと、何故そうなったかという原因があるんだ。現状を認識して把握したら処理すりゃいいんだ。」

落語への興味のあるなしにかかわらず、面白く読める本だと思いますので是非読んでみてください。きっと落語が見たくなると思います。ドラマも面白かったですよ！





# 新入会員紹介



- ①氏名 鹿籠六 有子
- ②事務所所在 鹿児島市金生町7番10号 アリマビル5階
- ③入会年月日 平成30年1月15日
- ④出身地 鹿児島市
- ⑤趣味 旅行, 全国のスタバ巡り, ホットヨガ

国内, 海外問わず, とにかく旅行が好きで, 旅行をモチベーションに仕事を頑張っております。また, 学生時代にスタバでアルバイトをしていたので, スタバをこよなく愛しており, 観光地の珍しいお店に立ち寄ることを楽しみにしています。

⑥自己紹介 平成29年度の試験に合格し, 今年登録を致しました。鹿籠六(かごろく)姓は, 旧姓で, 補助者時代にお客様に鹿籠六の名前で覚えていただいていたのと, 珍しい姓ということもあったので, 旧姓で登録をすることにしました。大学への進学を機に上京し, その後都内の法律事務所の法務部に勤務した後, 鹿児島に帰ってきて補助者をしていました。

この寄稿を書いている時期, ちょうど平成30年度の司法書士試験があり, 受験時代のことを思い出し感慨深かったです。私が司法書士試験の勉強を始めたのは, 社会人なりたての頃で, その時は, 仕事との両立ができず, 中途半端に受験だけはするという年が続いていました。いつしか勉強からは離れてしまったものの, 心のどこかでもう一度挑戦したいという思いを捨てきれず, 一昨年に本気で勉強しようと思ひ, 受験勉強を再開しました。勉強をしていたことがあまり知られていなかったのですが, 苦勞をせずにサクッと試験に合格したように見られることが多いのですが, 初めて司法書士試験を受験してからは, とても長い年数が経っております。もっと早く頑張っていればと後悔することもあります, その分, 補助者時代に得た経験や知識が今となってはとても役に立っており, 受験から離れていた時期も決して無駄ではなかったと思っております。

⑦今後の抱負 やると決めたことはかなりストイックになってしまう性格なので, 受験勉強を再開してからは, 勉強以外のことが見えなくなり, 家族, 友人, 職場の方に本当に迷惑を掛けました。周りの方に支えてもらったおかげで合格することができたので, 合格発表の日は, 喜びはもちろんありましたが, 周りの方への感謝の気持ちがとても大きかったです。その時の気持ちを, この先もずっと忘れることなく, 謙虚な姿勢で仕事に臨んでいきたいと思っております。

まだまだ未熟で頼りない存在ですが、早くお客様に信頼していただける存在になれるよう、一つ一つのお仕事を大事にして日々精進していきたいと思っておりますので、ご指導の程宜しくお願い致します。



- ①氏名 坂東島 梨香
- ②事務所所在 鹿児島市鴨池一丁目49番18号（白坂司法書士事務所）
- ③入会年月日 平成30年1月25日
- ④出身地 鹿屋市串良町
- ⑤趣味 ラジオを聴くこと

⑥自己紹介 平成28年度の試験に合格し、平成30年1月に登録しました坂東島梨香と申します。よろしくお願ひいたします。

同期よりもだいぶ遅くなりましたが、なんとか登録することができました。

⑦今後の抱負 現在はまだ知識も経験も足りず、まわりの方に助けてもらって支えてもらって業務を行う毎日です。

まずは、日々勉強を重ね、これならできます、と言えることが増えるよう精進していきたいと思ひます。



- ①氏名 濱崎 俊行
- ②事務所所在 鹿児島市中町8番12号3階（かぜのおか司法書士法人）
- ③入会年月日 平成30年4月5日
- ④出身地 鹿児島市
- ⑤趣味 特に趣味といえるようなものはなく、休日はゆっくりしています。強いて挙げるならば、（最近は全くやっていませんが）スポーツクラブでの筋トレと釣りです。

⑥自己紹介 平成29年度に試験合格し、平成30年4月に登録しました「はまさきとしゆき」と申します。（外字を警戒して平仮名にしました。）

福岡の大学を卒業して、鹿児島市内のソフトウェア開発会社でシステムエンジニアとして4年間勤務していました。様々な業務を経験させていただき充実した日々でしたが、自分の中でどうしても納得できない部分がありました。それは、仕事はあくまでも会社として受注しているものであり、誰がやっても同じという状況で、しかも、東京の親会社の下請けとしてやっていた業務によっては、お客

様の事務所で自分の名刺を出せないこともありましたが。私の身内には自営業が多く、自分の顔と名前勝負していることに私は惹かれていたので、元々独立志向は強かったのですが、より強く、自分も独立して何かしたいと考えるようになりました。大学は法学部だったので、司法書士への漠然とした興味はありましたが、具体的なイメージはなかったというのが現実です。そんな中、身内が年を重ね相続や後見のことを考えたりしているのに接して、司法書士ならば役に立てる、他にも困っている人はいるのではないかと思うようになりました。そのような経緯を経て受験勉強を開始したのですが、なかなか合格出来ず、10年ほどかかりました。その間に様々なきっかけがあって、障害年金・労働保険などに興味を持ち、社会保険労務士の資格を取得したりしましたが、どうしても司法書士という目標を変えることが出来ず、こだわり続けてようやく合格できました。

だいぶ時間がかかって、遠回りをして、ようやくスタートラインに立つことが出来たという状況です。

**⑦今後の抱負** 受験期間が長かったので、今はとにかく実務経験を積みたい、司法書士の資格でできることは、プロボノ活動等も含めて全てやってみたいと考えています。司法書士の世界に全く縁がなかったもので、広く知りたい、慣れていきたいです。

そして、一人一人の依頼者と向き合って、「あなたに頼みたい」「頼んで良かった」「何かあったら頼むよ」と言って頂けるようになりたい。将来的には独立して自分の看板を出して、自分の顔と名前勝負できるようになりたい。そんな司法書士になりたいと思っています。

素晴らしい経験や熱意を持った先生方がたくさんおられる中に飛び込んでいくのは、不安が大きいですが、ご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。



①氏名 朝長優子

②事務所所在 霧島市国分中央一丁目25番23号

③入会年月日 平成30年4月5日

④出身地 霧島市

⑤趣味 以前、草野球チームに所属していましたが、チームが自然消滅してしまいました。

今は新しい趣味を探しています。

**⑥自己紹介** 父の元で補助者をしておりました。

研修等を経て自分の未熟さ、自ら答えを出すことの難しさを改めて痛感しております。

⑦今後の抱負 司法書士業界には長くいると思っていましたが、いざ合格してみると知らないことが多く、仕事の幅の広さを感じています。登記業務以外の様々な業務にも携われるようになりたいと思っています。



①氏名 杉木 悠太  
②事務所所在 鹿屋市寿二丁目14番5号  
③入会年月日 平成30年5月23日  
④出身地 鹿屋市  
⑤趣味 3年ほどイカ釣りをしていますが、まったく釣れません。

釣れる穴場をご存知の方、ぜひ教えてください。

あと、小さいころにやっていた将棋を最近また指すようになりました。今はネットでいつでもどこでも指せるのでとても便利です。ただ、ネットだと考え込んでしまっただいたい時間切れで負けます。

⑥自己紹介 はじめまして。平成29年度の試験に合格し、平成30年5月に登録しました杉木悠太と申します。大学卒業後、法律事務所事務員、行政書士登録と経て、このたび、ようやく司法書士となることができました。

生まれも育ちも鹿児島で、出身地の鹿屋で開業できたのはとても感慨深いものがあるのですが、合格後の研修から続く予想以上の出費に、通帳残高を見ながら日々恐々としています。

幸い、仕事の方は少しずついただけているのですが、今は何をやるにも緊張の連続です。初めてオンライン申請をしたときは、緊張で「送信」のボタンが押せませんでした。いっそのこと全部書面申請でやってしまえばとも思ったのですが、配属研修先の新丸先生、本庄先生にお教えいただいたことをひとつずつ思い出しながら、何とか申請をすることができました。配属研修を受け入れてくださった両先生には、感謝の念に堪えません。本当にありがとうございました。

現在はほとんどの仕事が不動産登記ですが、いずれは商業登記や裁判業務、後見業務など幅広く対応できるよう、今のうちから少しずつ知識と経験を積み重ねていきたいと思っています。

⑦今後の抱負 先日、法務局から補正の連絡を受けました。申請自体は通ったのですが、その日は一日中落ち込んでいました。言われてみれば当たり前のことなのになぜ気が付かなかったのかとずっとへこんでいました。

これから先、申請件数を重ねていけば、補正を受ける機会も多々あると思いますが、初心を忘れず、できるだけ補正のない丁寧な仕事を心掛けていきたいです。



- ①氏 名 正 込 利 美  
②事務所所在 鹿児島市中町10-2 加治屋ビル2階  
司法書士事務所みらいず  
③入会年月日 平成30年6月4日  
④出身地 鹿児島県南さつま市  
⑤趣 味 読書・映画鑑賞

⑥自己紹介 私は昭和46年3月に鹿児島市内の工業高校を卒業後、東京の大学に進学、アルバイトと麻雀に明け暮れた4年間の学生生活を送りましたが、何とか昭和50年に無事に卒業しました。そして、同年4月に入社した保険会社で10回の転勤での各地での勤務を経て、平成25年3月に38年間のサラリーマン生活を60歳定年で終えました。余生をのんびり過ごそうと思い、42年振りに出身地の鹿児島に帰ってきましたが、1年後位にひよんなことから司法書士資格へのチャレンジを思い立ち、苦節3年3か月の生まれて初めての受験勉強の末に漸く平成29年11月に合格できました。老人（65歳）の新人会員です。何卒、ご指導・ご鞭撻のほどを宜しくお願いいたします。

⑦今後の抱負 今はまだ実務の習得で毎日汲々としており、精神的にも時間的にも余裕がなく、その具体的なイメージを持っていませんが、将来的には資格・経験・知識を活かした社会貢献活動のできる司法書士を目指しています（ただ、年齢的に残された時間はあまりありませんが・・・・最後まで頑張ります）。

## 鹿児島県司法書士会 会員の皆様

### 取扱保険種目のご案内

弊社は下記保険種目を取り扱っております。是非ご用命ください。

火災保険

自動車保険

個人年金保険

収入保障保険

司法書士賠償責任保険

個人情報漏洩保険(サイバー攻撃対応)

業務災害補償保険(使用者賠償責任補償)

損害保険・生命保険 代理店

有限会社 AFIコンサルタント

〒890-0036 鹿児島市田上台2-45-8

tel:099-264-6164 fax:099-264-6684

NEW

成年  
後見

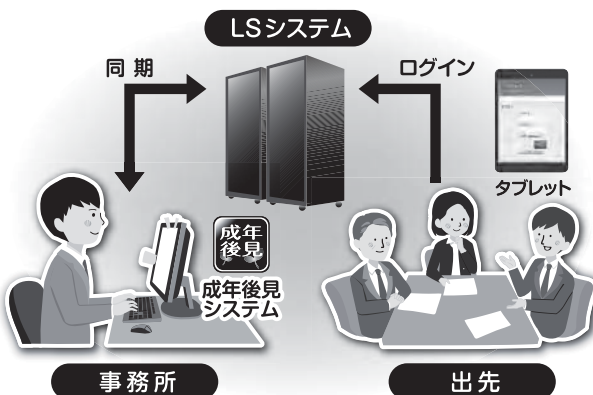
# 成年後見システム TYPES

V5  
バージョン  
アップ

## 成年後見システムとLSシステムの連携を強化しました!



- ・成年後見システムで登録した被後見人の基本情報等をLSシステムに転送したり、出納帳をLSシステムの業務支援機能と同期できるようになりました。
- ・随時同期を行うことにより、タブレットやスマートフォンを利用して出先でLSシステムを利用することにより、被後見人の財産状況をリアルタイムに確認・編集できます。

ちから  
権

# 司法書士システム“権”

好評  
発売中

## 商業登記に会社カルテ登場!

- ・会社法人カルテを新たに装備しました。会社法人カルテでは履歴を含めた会社情報、過去の事件情報、株主名簿や定款など各種情報を一元的に管理することができます。
- ・不動産案件カルテで大好評な必要書類の案内、進捗・Todo管理、スケジュール管理(Googleカレンダー連携)、レターバック追跡など、便利な機能が利用できます。
- ・商業登記で長期にわたる合併や分割、株式交換、株式移転などの進捗管理も漏れなく一目で管理できます。



不動産取得税概算計算・  
固都税按分計算機能



レターバック追跡機能



Googleカレンダーと  
連携

※不動産取得税は、地方税法等に基づいた概算額となります。最終的な納付額は、県税事務所や税理士等の専門家にご確認ください。

IT導入補助金※で“権”をお得に導入しませんか?

## 最大50万円の補助金活用のチャンス!

おかげさまで1次公募はすべての申請で交付が決定!

※サービス等生産性向上IT導入支援事業補助金(IT導入補助金) HP: <https://www.it-hojo.jp/>

2次公募  
締切間近!  
8月3日  
(金)まで



詳しくはリーガルまで  
お問い合わせ下さい

【開発元】

<http://www.legal.co.jp/>



法律とコンピューター

株式会社リーガル。

本社 〒791-2112 愛媛県伊予郡砥部町重光 248-3 TEL 089-957-0494  
福岡営業所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-5-19 サンライフ第3ビル 6F TEL 092-432-9078

【販売店】

有限会社 シー・エス・ジー

〒892-0871 鹿児島市吉野町 10779 番地 95  
TEL : 099-246-3079 FAX : 099-244-6828

長年、司法書士業務支援システムに  
たずさわってきたからこそ、できるさまざまな工夫が、

**HITACHI**  
Inspire the Next

# サムポローニアの 高い顧客満足度につながっています

「効率性」

「正確性」

「安全性」

サムポローニアの特長はこの3つに集約されています。

司法書士の仕事を考えた場合、これらを徹底してシステム化することがどれほど重要かわかりいただけると思います。

優れたシステムを活かすのは、優れたサポート。

システムだけでなくパソコンや複合機、セキュリティ機器の導入からその後の運用までトータルでサポートいたします！

サムポローニアを導入していただくことだけが、当社の役割ではありません。

システムを十分使いこなし、司法書士業務を効率化していただくことが当社の使命と考えています。当社でご購入いただいた情報機器についても、導入からその後設定、不具合のご相談までしっかりとサポートいたします。



## システムラインナップ

受任管理システム

事件管理システム

登記情報管理システム

権利登記システム

相続財産管理システム

マンション登記システム

表示登記システム

商業・法人登記システム

請求会計システム

成年後見システム

裁判業務システム

債権譲渡システム

動産譲渡システム

休眠抵当利息計算システム

## 2つの選択、クラウド型とパッケージ型。

情報セキュリティの面で安全性が高いことなどから、クラウドサービスが注目を集めています。

サムポローニアは司法書士向け業務総合支援システムとしては、はじめてクラウド型システムをご提供しました。

事務所のニーズに合わせて、クラウド型とパッケージ型からお選びいただけます。

The Pro-firm System Series

サムポローニア8 CLOUD

個人情報を取り扱う司法書士事務所にとって、情報セキュリティは極めて大きな問題です。サムポローニアのクラウド型システムは、重要データがすべて外部のデータセンターに保管されるため、災害によるデータ紛失やパソコン盗難による情報流失のリスクを抑えることができます。またデータを共有できるので複数拠点で同時利用や外出先でのモバイル利用が可能となり、利便性が向上します。

The Pro-firm System Series

サムポローニア8

パソコンにサムポローニアをインストールする従来型のシステムです。登記情報管理システムや相続財産管理システム、成年後見システム、請求会計システムなど、サムポローニア8のすべてのシステムがラインナップされています。事務所の仕事内容の変化に合わせて、段階的に導入することができます（クラウド型も同様）。

商品に関するお問い合わせ・ご相談受付

サムポローニア本部 営業部 TEL.03-5780-6978

営業所：東日本営業所 / 名古屋営業所 / 西日本営業所 / 九州営業所

株式会社 日立ソリューションズ・クリエイト

販売店 株式会社 さかのうえシステム

〒899-5653 鹿児島県始良市池島町1-9番地3

電話番号 0995-70-0299



最新の抵当権実務に対応！

# Q&A 抵当権の法律と登記

著 青山 修 (司法書士)

A5判・総頁352頁  
本体価格3,900円+税  
送料実費

〔電子版〕  
本体価格3,200円+税

◆抵当権の登記で前提となる法的知識や実務で直面することが多い疑問点を取り上げ、Q&A形式で解説しています。



多くの登記実務関係者のご要望に承えて復刊！  
実務上の疑問点がすぐに解決できる！

# 〔三訂版〕 根抵当権の法律と登記

著 青山 修 (司法書士)

A5判・総頁564頁  
本体価格5,000円+税  
送料実費

〔電子版〕  
本体価格4,000円+税

◆業務で直面する事例を取り上げることで、さまざまな疑問点の回答を素早く得ることができ、さらに実務上のポイントも容易に確認できます。



レアケースにも対応できる！抹消登記の決定版！

# 抹消登記申請MEMO

著 青山 修 (司法書士)

A5判・総頁264頁  
本体価格2,900円+税  
送料実費

〔電子版〕  
本体価格2,400円+税

◆日常的な事案から特殊な事案まで、抹消登記のあらゆる疑問を網羅し、簡潔明瞭なQ&Aで解説しています。



登記原因証明情報に関する実務を実践的かつ詳細に解説！

# 元登記官からみた 登記原因証明情報

— 文例と実務解説 —

著 青木 登 (元東京法務局豊島出張所総務登記官)


A5判・総頁360頁  
本体価格3,800円+税  
送料実費

〔電子版〕  
本体価格3,100円+税

◆利用頻度が高い登記原因証明情報を多数取り上げています。



 新日本法規出版

 0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

新日本法規 Web で

E-mail [eigy@sn-hoki.co.jp](mailto:eigy@sn-hoki.co.jp)

# 折込方式 登記識別情報 対応商品



特許取得済

## 登記識別情報通知書専用封筒

封筒内部にストッパー加工されており、識別情報通知が下に落ちません。従来の権利書用の表紙やファイル等に収納頂けます。

封筒サイズ：293×215 mm（ペロ部分を除く）



1袋 100枚入

**6,100 円**（税抜）

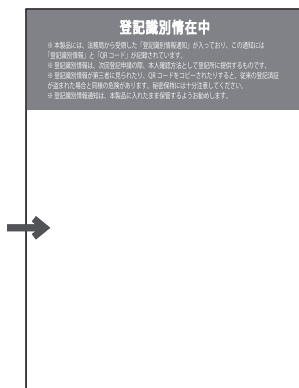


商品No.2002 ソフトグリーン

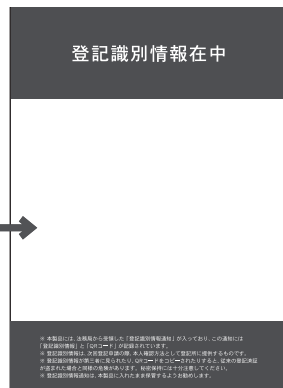
商品No.2005 ソフトブルー

商品No.2006 ソフトオレンジ

名入印刷は 1,000 枚より承っております。（無料）



157R



157S

## 識別情報通知専用ビニール

識別情報通知を収納する為の専用ビニール袋です。開封前の通知書はそのまま収納出来ます。開封後はプロテクトシートの併用をお勧めします。両面に注意書きの印刷が施されており、全て横入れです。他の用紙と合わせて使いやすいサイズになっております。

商品No.157R（上部注意書き入り）  
1袋 100枚 **3,000 円**（税抜）

商品No.157S（上下注意書き入り）  
1袋 100枚 **3,600 円**（税抜）

商品No.157W（上下注意書き入り / 綴じ代（15mm）付）  
※こちらに対応する表紙は商品No.518WG 特大サイズのみです。  
デザインは 157S と共通になります。  
1袋 100枚 **3,600 円**（税抜）

## プロテクトシート フィルムタイプ 1袋 10シート（80枚入）2,400 円（税抜）

シートの周りを透明化することにより、貼る位置を目視でき正確に貼ることが可能になりました。ミシン目部分以外（透明部分）は従来の二重構造とは異なりますので、剥がせません。法務局と同様にミシン目方式を採用し、「登記識別情報番号」と「QRコード」の部位にはシートの粘着部分が付着しない構造になっております。※従来のシール封印タイプの通知書には対応しておりません、ご注意下さい。  
サイズ 150 mm × 33 mm（窓部 130 mm × 21 mm）

No.345 桐マーク入り



No.346 無地



名入れ印刷（黒文字 / 白文字）は、800 枚（税抜 48,000 円）より承っております！

# HSC

ご不明な点等御座いましたらお気軽にお問い合わせ下さい！

法令書式センター大阪営業所 <http://www.hourei-sc.co.jp>

hourei shoshiki center 〒530-0037 大阪市北区松ヶ枝町 1 番 3 号 2F TEL 06-6358-2926 FAX 06-6358-6486

# 相続管理システム

約10分でシステムを徹底解説!



お手持ちのスマホ・タブレットから  
左記 QR コードを読み取ると  
動画が再生されます。

パソコンでのご視聴は、

相続管理システム

検索

相続は100通りでも、システムはこれひとつ!

キャンペーン価格

2018年10月末まで

スタンドアロン版 定価158,000円(税別)

▶ **75,000**円(税別)

※別途、年間保守契約料7,000円(税別)が必要です。



明治～現在までの全国の地名を網羅!

## 待望の / スーパー機能搭載!

被相続人の戸籍を遡っていく過程や、相続未登記土地の登記簿に頻出する古い地名を瞬時に変換!  
明治時代などの古い地名(本籍・住所)から現在の管轄役場を特定できる!



## 新旧地名変換エンジン

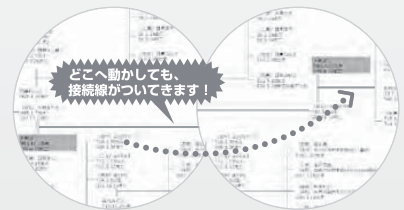
Web家系図作成システム

標準装備



50人でも100人でも  
面白いようにスラスラ編集!

まるで将棋の駒のように指やカーソルで思いのままに動かせます



遺産承継管理機能装備



戸籍や残高証明書等の  
立替払い金も  
まとめて管理!

項目	内容
未請求	請求中
取得済	色分け表示で瞬時に判断

贈与管理  
不動産等の暦年贈与の管理にも対応!

法定相続分  
財産配分案も  
自動計算!

項目	内容
各相続人にかかる相続税額も 考慮して遺産分割協議の配分を計算	

## 【好評図書のご案内】

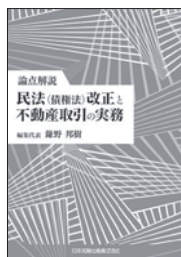


# 相続法改正のポイントと実務への影響

山川一陽・松嶋隆弘 編著

2018年5月刊 A5判 440頁 本体4,300円+税

- 法務、税務、金融、保険、ジェンダーなど個別の論点ごとに、どこがどう変わったのか？どのような影響を受けるのか？を、図表や具体例を用いて解説。2018年3月13日民法〈相続関係〉法案に対応。改正の背景や経緯、具体的事例を掲げた丁寧な解説で、実務への影響がよくわかる。



# 論点解説 民法(債権法)改正と 不動産取引の実務

鎌野邦樹 編集代表

2018年5月刊 A5判 444頁 本体4,300円+税

- 現行法と改正法の相違点、従来の判例との関係、改正後の実務への影響の有無の言及等あらゆる視点から解説した、類のない一冊。
- 各論点に関して、不動産取引の具体的な事例を多数設定しているので、改正前後の取引への影響が理解しやすい。



# 不動産・商業・法人 登記実務事例集

山中正登・渡邊敬治 監修

2018年5月刊 A5判 284頁 本体2,800円+税

- 約40名の現役法務局職員による、押さえておくべき事例を厳選した一冊。
- 所有者不明土地問題、長期相続登記未了問題など、最新トピックスに関する事例も収録。



# 相続財産管理人、 不在者財産管理人に関する実務

財産管理、相続人の探索、選任の申立て、相続放棄の対応、  
権限外行為許可、相続財産の清算、登記、不在者への対応、失踪宣告

正影秀明 著

2018年3月刊 A5判 656頁 本体5,000円+税

- 手順のフローチャート、裁判所への申請書類、申立書、公告の記載方法、不動産の清算、登記を網羅。1冊で相続財産管理人、不在者財産管理人実務についてフォローする初任者からベテランまで必携の書。裁判所への「権限外許可審判申立書」等、関係書式を多数収録。財産を処分する際の登記実務についても解説。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp

TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo

# 写真大募集！！

会報「司法書士かごしま」では、表紙に掲載する写真を募集します！

会報は、8月頃（定時総会特集号）と1月頃（新年号）の年2回発行しております。例年、発行時期の季節を感じることでできる写真を中心に掲載しておりますが、募集する写真ではテーマに制限を設けませんので、どしどしご応募下さい！

なお、写真のご応募は、事務局又は会報担当者までお願いします。

会員の皆様の自信作、心よりお待ちしております！！

## 【表紙写真解説】

今回の表紙写真は、霧島支部の福田英人会員より提供していただきました。

垂水の財宝工場展望台からの桜島で、普段は鹿児島市側から見ている会員が多いと思いますが、いつもの桜島とは違う桜島を見ることができました。

写真を提供いただきました、福田会員には心より御礼申し上げます。

## 【編集後記】

記録的な暑い夏到来ですが、会員の皆様におかれましては健やかに業務に励んでいらっしゃるものと存じます。

今回は、これまでとは違う新しい企画として、「委員会だより」・「書籍紹介」をスタートさせました。広報委員会の紹介（特に苦勞しているところ）や会員の方がジャンルを問わずにオススメしたい書籍を掲載しています。次号から他の委員会にもお願いしていただけたらと思います。また、書籍についても、皆様の書棚にある一番手にとる本を紹介していただけたらと思います。

まだまだ、暑い夏が続きますが、皆様の健康をお祈り申し上げます。

発行担当：広報委員会 会報班

委員長 堂免公大／委員 田中喜久／委員 益崎広樹／委員 福嶋哲平

委員 水俣修一／委員 佐藤優希

※会員個人の寄稿は、個人の意見を尊重しそのまま掲載しております。寄稿の内容について、発行者が関与するものではありません。

発行年月日 平成 30 年 7 月 31 日

発行所 鹿児島市鴨池新町1番3号  
司調センタービル3階  
鹿児島県司法書士会  
TEL(099)256-0335

印刷所 株式会社 プリンティング三州

# 鹿児島県司法書士会調停センター

話し合いで  
解決しませんか？

鹿児島県司法書士会では、市民のみなさまが抱える身近な紛争（トラブル）の解決を支援するために、法務大臣の認証を受けた紛争解決機関を設置しています。

**ADR** (Alternative Dispute Resolution) とは、裁判外紛争解決手続を意味しており、民事上の紛争を、当事者と利害関係のない公正中立な第三者（司法書士）が、当事者双方の言い分をじっくり聴かせていただき、専門家としての知見を活かしながら、柔軟な解決を図る話し合いの手続きです。

★ 手続実施者報酬・合意成立手数料

★ **無料** キャンペーン ★★

平成**30**年4月 1日～  
平成**31**年3月**31**日

平成**30**年4月1日から平成**31**年3月**31**日まで  
ADR実施手数料のうち、**手続実施者報酬**と**合意成立手数料**が  
**無料**でご利用いただけます。

（**申立事務手数料**10,800円はご負担いただきます。）  
ぜひあなたのお悩みにご活用ください。

ご近所と騒音で  
トラブルに  
なっている…

アパートの借主が  
家賃を  
払ってくれない…

友人に  
貸したお金が  
返ってこない…

数ヶ月前から  
会社が給料を  
支払ってくれない…

大家さんが  
敷金を  
返してくれない…

近所の飼い犬に噛まれ  
ケガをしたが  
治療費の話が進まない

解決したいけど、裁判まではしたくない・・・



あなたのお悩み、**話し合い**で解決しませんか



お問い合わせ先

鹿児島県司法書士会調停センター（認証番号第91号）

鹿児島市鴨池新町1番3号

TEL：099-256-0335

メール：jdk05735@nifty.ne.jp

H P：http://www.shihou-kagoshima.or.jp/

